

直送済

平成 30 年（行ツ）第 109 号 衆議院議員選挙無効請求上告事件
上 告 人 鶴本 圭子 外
被上告人 東京都選挙管理委員会 外

上 申 書

平成 30 年 10 月 1 日

最高裁判所大法廷 御中

上告人（原審原告）ら訴訟代理人弁護士 升 永 英 俊

同 弁護士 久 保 利 英 明

同 弁護士 伊 藤 真

同 弁護士 黒 田 健 二

同 弁護士 江 口 雄 一 郎

上告人らは、謹んで下記の通り上申します。

記

【全国紙（全 5 紙）・地方紙の社説及び世論調査の提出】

- (1) (i) 2018（平 30）年 2 月に自民党改憲案 47 条が改めて広く公表され、
(ii) 2018（平 30）年 7 月に「参院定数 6 増」を定める平成 30 年改正法（「6 増法」）が成立したが、
これらはいずれも、憲法 56 条 2 項、1 条、前文第 1 文、15 条、14 条の「人口比例選挙（一人一票）の要求」に反するものである。
- (2) 全国紙（全 5 紙）及び地方紙は、上記(i)の改憲条文案（以下、「改憲案」）及び上記(ii)の改正法の公表後直ちに、その内容、審議過程を批判する社説を一斉に掲載した。
- (3) 本件裁判は、2017 年（平 29）年衆院選挙が、憲法 56 条 2 項、1 条、前文第 1 文、15 条、14 条に定める「人口比例選挙（一人一票）の要求」に違反するか否かが争点であるが、本件裁判の参考情報として、以下のとおり当該社説及び関連する報道資料（世論調査を含む）を提出する。

I 自民党憲法改正案（47 条）について

- (1) 自民党は、本年 2 月、選挙制度に関する憲法改正案（47 条）を改めて公表した。

現行憲法 47 条:	自民党改憲案 47 条:
「選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。」	「選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律で定める。この場合においては、各選挙区は、人口を基本とし、 <u>行政区画、地勢等を総合的に勘案して定めなければならない。</u> 」

同改憲案（47 条）は、定数配分の際に、人口以外の要素を考慮することを求めるものであり、投票価値の平等（人口比例選挙）及び国民主権を保障する憲法 56 条 2 項、1 条、前文第 1 文、15 条、14 条に矛盾する。

- (2) 同改憲案（47 条）公表後、全ての全国紙（全 5 紙）を含む各紙は、同改憲案の内容を批判する社説を一斉に掲載した（別添資料 1 の(1)～(13)）。

【別添資料 1 の転載】(1)～(13)（本書 1～13 頁）は、当該社説を転載したものであり、本書 1～13 頁のうち、

同改憲案（47 条）の内容への批判の箇所を赤、

2015（平 27）年改正法の附則¹の内容の指摘の箇所を緑、等

の強調を施した。

Ⅱ 参議院定数 6 増の改正法について

- (1) 2017（平 29）年 9 月 27 日の最高裁大法廷判決は、参議院選挙（選挙区）の 1 票の不平等（投票価値の不均衡）の問題について、

【国会が、2015（平 27）年改正法の附則¹で、「2019（平 31）年参院選に向けて抜本的な見直しを検討し、必ず結論を得る」旨明記したこと】

を評価し、「留保付き」での合憲判決とした。

- (2) 同 2015（平 27）年改正法成立後、国会は、
抜本的な見直しのための議論を行うことなく約 3 年を過ごし、

¹（法律第六十号（平二七・八・五））附則 「第七条 平成三十一年に行われる参議院議員の通常選挙に向けて、参議院の在り方を踏まえて、選挙区間における議員一人当たりの人口の較差の是正等を考慮しつつ選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、必ず結論を得るものとする。」（強調 引用者。上記Ⅱ、(1)参照。）

本年（平 30）年 6 月の会期末の間際に、唐突に「6 増」の法案を示し、
参院特別委員会での審議時間・わずか 6 時間を経て、野党の反対を押し切り採決し、
「参院定数 6 増」を定める 2018（平 30）年改正法（「6 増改正法」）を成立させた。

(3) 同 6 増改正法は、最高裁判決が、投票価値の不平等に問題があると指摘している選挙区については、埼玉選挙区を 2 議席増員させたに留まる。
残りの 4 議席の増員は、比例区での増員である。

(4) 同改正により、投票価値の不平等は、3.08 倍から 2.985 倍に変更されたが、依然として、2.985 倍の不平等（1 票対 0.34 票）が残る。

(5) 同改正が、平成 27 年改正法の附則記載の「抜本的な見直し」の「結論」と矛盾することは、明白である。

(6) 同改正法成立前後、全ての全国紙（5 紙）及び多くの地方紙は、その内容、成立の経緯を痛烈に批判する社説を一斉に掲載した（別添資料 1 の(14)～(51)）。
上告人代理人の知る限り、この 6 増改正法に一定でも評価を示す社説はない。

【別添資料 1 の転載】(14)～(51)（本書 14～55 頁）は、全国紙（5 紙）及び地方紙（16 紙）で掲載された計 38 編の同法を批判する各社説の転載であり、

【別添資料 1 の転載】(52)～(55)（本書 56～67 頁）は、4 つの関連報道の転載である。

なお、同転載には、

6 増改正法の内容への批判の箇所を赤、

2015（平 27）年改正法の附則の内容の指摘の箇所を緑、

国会の審議時間等の指摘の箇所をピンク、

の強調を施した。

- (7) また、世論調査においても、同 6 増法は、下記に示す通り、国民の支持を全く得ていない。世論調査に関する報道資料も別添資料 2-1～別添資料 2-5 として提出する。

調査主体 (調査日)	反対	賛成	
毎日新聞 (2018/7/28-29)	評価しない 67%	評価する 18%	別添資料 2-1
産経・FNN 合同 (2018/7/21-22)	反対 60.8% (自民支持層) 反対 47.2%	賛成 26.5% (自民支持層) 賛成 37.5%	別添資料 2-2
読売新聞 (2018/7/21-22)	評価しない 67%	評価する 20%	別添資料 2-3
朝日新聞 (2018/7/14-15)	反対 56%	賛成 24%	別添資料 2-4
NHK 調査 (2018/8/3-5)	評価しない 65.1%	評価する 24.3%	別添資料 2-5

以上

(目次) 別添資料 1 の転載

I 自民党憲法改正案(47 条)..... 1

(1) 【朝日新聞】＜社説＞ (2018 年 2 月 17 日)	1
(2) 【毎日新聞】＜社説＞ (2018 年 2 月 17 日)	2
(3) 【日経新聞】＜社説＞ (2018 年 2 月 20 日)	3
(4) 【産経新聞】＜社説＞ (2018 年 2 月 21 日)	4
(5) 【読売新聞】＜社説＞ (2018 年 2 月 21 日)	5
(6) 【東京新聞】＜社説＞ (2018 年 2 月 20 日)	6
(7) 【中日新聞】＜社説＞ (2018 年 2 月 20 日)	7
(8) 【琉球新報】＜社説＞ (2018 年 2 月 20 日)	8
(9) 【京都新聞】＜社説＞ (2018 年 2 月 17 日)	9
(10) 【北海道新聞】＜社説＞ (2018 年 2 月 18 日)	10
(11) 【中国新聞】＜社説＞ (2018 年 2 月 20 日)	11
(12) 【岩手日報】＜社説＞ (2018 年 2 月 21 日)	12
(13) 【高知新聞】＜社説＞ (2018 年 2 月 20 日)	13

II 6増改正法..... 14

(14) 【宮崎日日新聞】＜社説＞ (2018 年 7 月 20 日)	14
(15) 【北海道新聞】＜社説＞ (2018 年 7 月 19 日)	15
(16) 【琉球新報】＜社説＞ (2018 年 7 月 13 日)	16
(17) 【北海道新聞】＜社説＞ (2018 年 7 月 12 日)	17
(18) 【毎日新聞】＜社説＞ (2018 年 6 月 10 日)	18
(19) 【中国新聞】＜社説＞ (2018 年 6 月 8 日)	19
(20) 【西日本新聞】＜社説＞ (2018 年 6 月 7 日)	20
(21) 【信濃毎日新聞】＜社説＞ (2018 年 7 月 23 日)	21
(22) 【産経新聞】＜社説＞ (2018 年 7 月 22 日)	23
(23) 【北海道新聞】＜社説＞ (2018 年 7 月 22 日)	25
(24) 【茨城新聞】＜社説＞ (2018 年 7 月 21 日)	27
(25) 【山陽新聞】＜社説＞ (2018 年 7 月 21 日)	29
(26) 【山陽新聞】＜社説＞ (2018 年 7 月 16 日)	30
(27) 【日経新聞】＜社説＞ (2018 年 7 月 19 日)	31

(28) 【京都新聞】＜社説＞（2018 年 7 月 13 日）	32
(29) 【茨城新聞】＜社説＞（2018 年 7 月 14 日）	33
(30) 【朝日新聞】＜社説＞（2018 年 7 月 12 日）	34
(31) 【産経新聞】＜社説＞（2018 年 7 月 13 日）	35
(32) 【朝日新聞】＜社説＞（2018 年 7 月 7 日）	36
(33) 【秋田魁新報】＜社説＞（2018 年 6 月 26 日）	37
(34) 【富山新聞】＜社説＞（2018 年 6 月 23 日）	38
(35) 【北國新聞】＜社説＞（2018 年 6 月 23 日）	39
(36) 【信濃毎日新聞】＜社説＞（2018 年 7 月 11 日）	40
(37) 【信濃毎日新聞】＜社説＞（2018 年 6 月 21 日）	41
(38) 【山陽新聞】＜社説＞（2018 年 6 月 21 日）	42
(39) 【北海道新聞】＜社説＞（2018 年 6 月 21 日）	43
(40) 【秋田魁新報】＜社説＞（2018 年 6 月 20 日）	44
(41) 【産経新聞】＜社説＞（2018 年 6 月 18 日）	45
(42) 【朝日新聞】＜社説＞（2018 年 6 月 16 日）	46
(43) 【茨城新聞】＜社説＞（2018 年 6 月 17 日）	47
(44) 【東奥日報】＜社説＞（2018 年 6 月 16 日）	48
(45) 【北海道新聞】＜社説＞（2018 年 6 月 16 日）	49
(46) 【信濃毎日新聞】＜社説＞（2018 年 6 月 15 日）	50
(47) 【琉球新報】＜社説＞（2018 年 6 月 9 日）	51
(48) 【京都新聞】＜社説＞（2018 年 6 月 8 日）	52
(49) 【読売新聞】＜社説＞（2018 年 6 月 4 日）	53
(50) 【信濃毎日新聞】＜社説＞（2018 年 6 月 8 日）	54
(51) 【毎日新聞】＜社説＞（2018 年 6 月 1 日）	55
(52) 【朝日新聞】【記事】（2018 年 7 月 29 日）	56
(53) 【東洋経済オンライン】【記事】（2018 年 7 月 16 日）	58
(54) 【WEBRONZA 論座】（2018 年 07 月 13 日）	61
(55) 【朝日新聞】【記事】（2018 年 7 月 12 日）	66

I 自民党憲法改正案(47 条)

(1) 【朝日新聞】＜社説＞ (2018 年 2 月 17 日)

(タイトル)「憲法 70 年 「合区」改憲、筋通らぬ」

参院選で二つの県を一つの選挙区にする「合区」の解消に向けた改憲条文素案が、きのう自民党の憲法改正推進本部で大筋了承された。

鳥取・島根と徳島・高知の県境をまたぐ合区が導入されたのは、16 年の参院選。「一票の格差」を是正するためだ。

これに対し素案は、改選ごとに各都道府県から最低 1 人を選べるようにすることが柱だ。そのために、国政選挙制度の根拠となる 47 条に「改選ごとに各選挙区において少なくとも 1 人を選挙すべきもの」と明記する。

人口減少が進むなか、合区が増えればいっそう置き去りにされかねない。危機感をもつ地方には歓迎されるかもしれない。

しかし素案は、法の下での平等をうたい、投票価値の平等を求める 14 条と矛盾する。国会議員を「全国民の代表」と定める 43 条とも相いれない。

参院は「地域代表」とし、衆院は人口比例を徹底した「国民代表」とする。自民党がもし、中長期的にそんな議論をしようというなら理解はできる。

だがそれには衆参の権限や役割分担、国と地方の関係も含む統治機構全体を見渡す議論が不可欠だ。憲法の他の条文との整合性をどう保つかといった論点にも、答えを出す必要がある。

素案には、衆参両院の選挙区を「人口を基本とし、行政区画、地域的な一体性、地勢等を総合的に勘案して」定めることも盛り込まれた。

昨年の衆院選で自民党が訴えたのは参院の合区解消であり、衆院については何の言及もなかった。あまりに唐突な提案だ。

参院選の合区も、衆院小選挙区で市町村を分割する区割りが増えていることも、一票の格差を正すためである。

それにブレーキをかけようとする今回の素案は、結局は、一票の格差が広がっても違憲性を問われないようにしたい——。そんな狙いが明らかだ。

忘れてならないのは、2 年前の参院選で合区を導入した改正公選法の付則である。19 年の参院選に向けて選挙制度の「抜本的な見直し」を検討し、「必ず結論を得る」と明記した。

抜本改革を怠った小手先の対応の末に、やっと合区にたどりついた実情を省みてのことだ。

見直しの期限まで 1 年余。公明党を含め、他党の多くはこの件での改憲に否定的だ。おおがかりな統治機構改革の議論が今さら間に合うはずもない。

非現実的な改憲ではなく、まずは憲法の下で可能な手だてを探る。それが与野党の、とりわけ政権与党の責任である。

(2) 【毎日新聞】＜社説＞ (2018年2月17日)

(タイトル)「参院合区解消の自民改憲案 いいところ取りは許されぬ」

1票の投票価値の例外にしたいのなら、参院の機能見直しが併せて行われなければならない。国民の利益よりも議員の都合を優先していると言わざるを得ない。

自民党憲法改正推進本部が参院選挙区の合区解消を目指す条文案をまとめ、了承された。

憲法47条は選挙制度について「法律でこれを定める」としている。条文案は参院選に関し都道府県単位の区割りを可能とする規定を設けた。「広域の地方公共団体」を選挙区とし「少なくとも1人を選挙すべきものとするができる」との内容だ。

参院選挙区は公職選挙法に基づいて都道府県単位を基本とし、人口に応じて議員定数が割り振られる。都市部への人口集中が進み、人口の少ない地方の県に改選1議席を割り当てるのが難しくなったため、鳥取と島根、徳島と高知を合区した。

合区導入前の参院選では5倍前後あった1票の格差が最高裁判決で「違憲状態」とされてきた。自民党の条文案は47条の改正によって合区前の格差を合憲と解釈できる「お墨付き」を与えようというものだ。

有権者の参政権は民主主義の根幹だ。仮に衆院と違う特例を参院に認めるのであれば、衆院との対等性を見直しは避けられないはずだ。

条文案には、衆院の小選挙区についても行政区画などを「総合的に勘案」できる規定が置かれた。

衆院では1票の格差を2倍以内に抑えるため、多くの小選挙区が市区町村を分割する形で区割りされている。行政区画を理由に2倍以上の格差を容認する狙いがあるようだ。

衆院選の区割りには、2020年の国勢調査を待って、人口をより反映できる「アダムズ方式」が導入される予定だ。それをほごにするような条文を紛れ込ませるなど論外だ。

地方自治に関しては、47条改正のため自治体を「広域」（都道府県）と「基礎的」（市区町村）の2通りとする条文案にとどめた。憲法92条の「地方自治の本旨」を肉付けする議論は全く反映されていない。

参院の合区解消に便乗して衆院の区割りまで持ち出している。統治機構を見直す本丸の議論には踏み込んでいない。自分の選挙区を固定化させたい議員の思惑が目につく。

「いいところ取り」は許されない。

(3) 【日経新聞】＜社説＞（2018 年 2 月 20 日）

（タイトル）「合区解消案は利己的すぎる」

まるで自民党の自民党による自民党のための憲法改正である。同党憲法改正推進本部がまとめた選挙制度に関する改憲案はあまりに自民党に有利な制度設計であり、到底受け入れがたい。

1 票の格差が広がり、都道府県単位だった参院の選挙区の一部が 2016 年の参院選から合区された。地元出身者を送り出せない県ができ、過疎地の声が国政に届きにくくなったというのが自民党の言い分である。

地域振興が国政の重要課題であることは認める。だが、合区を解消すれば万事解決というのは短絡的な発想だ。参院議員を送り出せなかった鳥取や高知にだって衆院の選挙区が 2 つずつある。

近年の国政選挙を振り返ると、衆院選は 1 党で過半数を占めることが多い一方、参院選はしばしば与野党が拮抗する。複数の政党による連立時代が長く続いているのは参院の議席構成の結果だ。

参院で合区の対象となった選挙区はいずれも自民党の金城湯池である。もしも、自民案が実現したら、同党はかなりの確率で議席増が望める。1 党支配の復活に向けた党利党略が透けて見える。同じ与党の公明党でさえ、内容を疑問視している。

そもそも憲法 43 条は国会議員を「全国民を代表する」と定める。一部の議員を特定地域の利益代表と位置付けるとすれば、憲法の基本原理の変更になる。「各選挙区において少なくとも 1 人を選挙すべきものとする」と書き足せば、こと足れりではあるまい。

どうしても参院を「地方代表の府」にしたいならば、法案審議などで衆院と同等の力を持つ参院の権限を大幅に弱め、全国知事会のような参考意見を述べる組織にすべきだ。その覚悟が自民党にあるだろうか。

自民案は衆院選の区割りの際、市区町村を原則分割してはならないとの趣旨の規定も盛り込んだ。これでは衆院の 1 票の格差を 2 倍内にするのはかなり難しくなる。こちらも大問題である。

(4) 【産経新聞】＜社説＞ (2018 年 2 月 21 日)

(タイトル)「合区解消の改憲案 無理に無理を重ねるのか」

自民党憲法改正推進本部が選挙制度に関する改憲条文案をまとめた。

参院選で 2 つの県を 1 つの選挙区とする「合区」を解消し、各都道府県から 1 人以上を選出できるようにする。衆院選では市区町村が複数の小選挙区に分割される区割りを防ぐ。

地方の大幅な人口減少に備えた策にはなり得ない。衆参とも一票の格差が拡大してしまう。憲法 14 条の「法の下での平等」との整合性がとれるのか。はなはだ疑問である。

平成 28 年の参院選で「鳥取・島根」「徳島・高知」の合区が初めて適用された。県ごとに議員定数を割り振ると、一票の格差が広がる恐れがあったためだ。大都市部への人口集中や地方の人口減少により一票の格差が広がり、合区対象県は増える可能性がある。

自民党は、合区では地方の声が国政に反映されにくいとし、現行の 47 都道府県を単位とする参院選挙区にこだわった。合区対象県には自民党の強固な支持基盤があるという現実を前に、党利を図っているとみられても仕方ない。

選挙権は、民主主義を形成する基本的な権利だ。一票の価値の平等は、公正な選挙の前提である。地方で暮らせば一票の価値が重く、大都市部なら軽い自民案のような制度は許容しがたい。

衆参両院の権能のバランスを、どうとるかの議論を置き去りにしている点も見逃げない。

昨年 10 月現在の鳥取県の人口は 56 万、島根県は 68 万、高知県は 71 万、徳島県は 74 万だ。政令市を除く市区町村で最多は東京都世田谷区の 92 万で、次いで練馬区 73 万、大田区 72 万である。

日本は、米国のような連邦国家の国柄ではない。急激な人口減少が進む中で、47 都道府県の制度がこれから先、持ちこたえられるのかさえ、分からない時代だ。

自民案は、衆参の選挙区について「人口を基本とし、行政区画、地域的な一体性、地勢等を総合的に勘案」するよう明記したが、これで法の下での平等を乗り越えられるとはなるまい。

現行制度はすでに、「勘案」を踏まえているともいえる。厳格な「平等」を追求すれば、できる限り 1 倍を目指す必要があるが、最高裁は衆院選で 2 倍以内、参院選ではさらなる格差を事実上、許している。一票の格差を今以上に広げる改憲には無理がある。

(5) 【読売新聞】＜社説＞（2018年2月21日）

（タイトル）「自民合区解消案 参院の権限の議論が足りない」

参院の選挙制度を変える手法として、自民党の憲法改正案には疑問が拭えない。衆参両院の権限や役割分担を併せて見直すべきだろう。

自民党憲法改正推進本部は、参院選の合区解消に向けた憲法改正の条文案をまとめた。

92条に、都道府県を示す「広域の地方公共団体」を明記し、47条には、3年ごとの改選時に、都道府県単位の選挙区から最低1人を選出できる規定を追加した。

1票の格差に関する違憲判断は回避できるとの判断だ。

2016年の参院選で、鳥取と島根、徳島と高知がそれぞれ一つの選挙区に統合された。

東京への人口集中と地方の過疎化が進行する中、合区対象県は今後、増える可能性がある。「合区を解消しないと、地域の声が国政に届かなくなる」という地方選出議員らの危機感は理解できる。

だが、**憲法は、衆参両院議員を全国民の代表と位置付け、両院にほぼ対等の権限を付与している。**自民党案のように、参院議員に地域代表的な性格を持たせながら、権限や役割に手を付けないのは、筋が通らない。

法案の衆院再可決の要件を過半数に緩和することや、衆参両院の賛成を要する国会同意人事の対象の絞り込みなど、「強すぎる参院」の是正に取り組むべきだ。

衆参ねじれ国会の下で、「決められない政治」が横行した事態の再来を防ぐことにもなる。

合区された4県は、自民党の選挙地盤が比較的厚い。合区解消が党利党略と受け止められれば、国民の支持はおろか、公明党を含む他党の賛同も得られまい。

合区導入を決めた改正公職選挙法は付則で、19年参院選に向け、制度改革の「結論を得る」と定めた。残された時間は少ない。

参院は、半数ずつ改選されるため、各選挙区に最低2人を割り振らねばならない。総定数を維持したまま、1票の格差を是正するのは限界がある。

総定数を増やす選択肢を排除せず、各党は、参院の選挙制度の議論を加速させる必要がある。

自民党の改憲案には、衆参両院選の区割りについて、人口だけでなく、行政区画などを勘案するとの規定も盛り込まれた。

1票の格差を是正するため、衆院小選挙区では、多くの市区町が複数の選挙区に分割されている。有権者の混乱を招くような事態は、好ましくない。

市区町村の一体性をできるだけ維持することは理解できよう。

(6) 【東京新聞】＜社説＞（2018年2月20日）

（タイトル）「合区解消改憲案 法の下の平等に反する」

憲法改正によって「一票の不平等」を積極的に容認することになれば、憲法が定める「法の下での平等」に反する。議会制民主主義の根幹を脅かす権利の侵害だ。こうした改正は断じて認められない。

自民党憲法改正推進本部が参院選選挙区の「合区」解消に向けた改憲条文案を了承した。衆参両院の選挙について定める四七条に大幅に加筆し、参院では三年おきの改選ごとに各都道府県から一人以上を選出すべきだと定める内容である。

参院では「一票の不平等」縮小のため、二〇一六年の選挙から、別の選挙区だった徳島・高知、鳥取・島根がそれぞれ一つの選挙区に「合区」された。

しかし、合区対象の県関係者や全国知事会などは「地方の声が国政に届きにくくなる」と反発。自民党は合区解消を含む改憲四項目を一七年衆院選公約の重点項目に挙げていた。四項目中、条文案がまとまったのは初めてだ。

国土の均衡ある発展のために、地方の声を国政に反映させることの重要性は十分に理解するが、**憲法上の要請であり、議会制民主主義の根幹を成す「法の下での平等」をないがしろにしているわけはあるまい。**自民党の条文案からは、自らの地盤である地方の議席を維持する思惑が見えなくもない。

条文案には衆院選の区割りについても人口を基本としつつ、行政区画や地域的一体性などを総合的に勘案することも盛り込まれた。

仮にこの改正が実現すれば、衆参両院の選挙でどんなに「一票の不平等」が広がっても、違憲性を問えなくなる。特に参院が地域代表の性格を強くすれば、国会議員を「全国民の代表」と定める四三条とも相いれない。

与党の公明党が「一票の価値の平等が最も重要な選挙制度の基本ではないか」（井上義久幹事長）と慎重姿勢を示すのも当然だ。

もちろん参院を地域代表とすることも一案ではある。そのためには衆参両院の役割分担や権限、選挙制度を含め、二院制の在り方を根本から議論することが前提だ。そうした議論を経ずに、改憲で合区解消を図ろうとするのはあまりにも短絡的である。

「一票の不平等」を解消する参院選挙制度改革については公明党が全国を十程度、共産党が九ブロックに分ける案を提唱している。

自民党のように憲法上の要請ではない都道府県に固執する必要がどこにあるのか。法律で対応できることを怠り、やみくもに改憲を急ぐとしたら本末転倒である。

(7) 【中日新聞】＜社説＞（2018年2月20日）

（タイトル）「合区解消改憲案 法の下の平等に反する」

憲法改正によって「一票の不平等」を積極的に容認することになれば、憲法が定める「法の下での平等」に反する。議会制民主主義の根幹を脅かす権利の侵害だ。こうした改正は断じて認められない。

自民党憲法改正推進本部が参院選選挙区の「合区」解消に向けた改憲条文案を了承した。衆参両院の選挙について定める四七条に大幅に加筆し、参院では三年おきの改選ごとに各都道府県から一人以上を選出すべきだと定める内容である。

参院では「一票の不平等」縮小のため、二〇一六年の選挙から、別の選挙区だった徳島・高知、鳥取・島根がそれぞれ一つの選挙区に「合区」された。

しかし、合区対象の県関係者や全国知事会などは「地方の声が国政に届きにくくなる」と反発。自民党は合区解消を含む改憲四項目を一七年衆院選公約の重点項目に挙げていた。四項目中、条文案がまとまったのは初めてだ。

国土の均衡ある発展のために、地方の声を国政に反映させることの重要性は十分に理解するが、**憲法上の要請であり、議会制民主主義の根幹を成す「法の下での平等」をないがしろにしているわけはあるまい。**自民党の条文案からは、自らの地盤である地方の議席を維持する思惑が見えなくもない。

条文案には衆院選の区割りについても人口を基本としつつ、行政区画や地域的一体性などを総合的に勘案することも盛り込まれた。

仮にこの改正が実現すれば、衆参両院の選挙でどんなに「一票の不平等」が広がっても、違憲性を問えなくなる。特に参院が地域代表の性格を強くすれば、国会議員を「全国民の代表」と定める四三条とも相いれない。

与党の公明党が「一票の価値の平等が最も重要な選挙制度の基本ではないか」（井上義久幹事長）と慎重姿勢を示すのも当然だ。

もちろん参院を地域代表とすることも一案ではある。そのためには衆参両院の役割分担や権限、選挙制度を含め、二院制の在り方を根本から議論することが前提だ。そうした議論を経ずに、改憲で合区解消を図ろうとするのはあまりにも短絡的である。

「一票の不平等」を解消する参院選挙制度改革については公明党が全国を十程度、共産党が九ブロックに分ける案を提唱している。

自民党のように憲法上の要請ではない都道府県に固執する必要がどこにあるのか。法律で対応できることを怠り、やみくもに改憲を急ぐとしたら本末転倒である。

(8) 【琉球新報】＜社説＞ (2018年2月20日)

(タイトル)「自民「合区」解消 憲法改正とは関係ない」

自民党の憲法改正推進本部が参院選の「合区」解消に向けた改憲条文案を了承した。9条など改憲を目指す4項目のうち、条文案がまとまったのは初めてだ。

二つの県を1選挙区にする合区は2016年の参院選で導入された。それ以前は各都道府県に一つ以上の選挙区があった。参院選後、「地域住民の声が国会に適切に反映されない」などとして解消を求める方向性は定まっていた。

さらに改憲本部の合区解消案は、**1票の価値の平等や衆参両院の役割分担などの重要な論点にできていない**。拙速に改憲に結び付けるのではなく、まずは国会議員の定数の見直しなど、現行憲法の下で可能な方法を探る必要がある。

改憲本部の合区解消案は改選ごとに各都道府県から最低1人を選べるようにすることが柱だ。国政選挙制度の根拠となる憲法47条を改正し、行政区域や地域的な一体性などを「総合的に勘案」して定めると明記する。

16年の参院選では鳥取・島根と徳島・高知の県境をまたいで合区となった。その結果、島根を除く3県で投票率が過去最低となった。有権者の関心の低下を招いたからだ。人口減少が進む地方で、声をどう国政に伝えていくかは重要な課題だ。

ただ、憲法論議としてはこの条文案には疑問が残る。参院に地域代表の意義付けをするならば、衆参両議院は「全国民の代表とする」という43条との整合性が問われる。**「法の下での平等」を定めた14条に基づく「1票の価値の平等」はどうなるのか、という論点もある**。

もし自民党が参院は「地域代表」、衆院は「全国民の代表」と役割分担を図ろうというのなら、まだ分かる。そうであれば衆参両院が憲法上ほぼ対等な権限を持つ現行規定も議論されるべきである。これらの抜本的な論点を避けてまとめられた条文案では、自民党が強い地方の選挙区を守ろうとする党利党略だとの批判も出るだろう。

合区も、17年衆院選で定数を0増10減としたのも1票の格差の是正策であった。それを止めようとする今回の素案は**1票の格差が憲法違反に問われないようにする意図があるのではないか**。

安倍晋三首相は国会答弁で、戦力不保持を定めた9条2項を残したまま自衛隊の存在を明記する「加憲」が妥当だと踏み込んだ。自民党の改憲論議には真の狙いとする9条の改定の前に、国民の抵抗が少ない条項で「お試し」をしたい思惑も見える。

国の最高法規である憲法の改正には、その目的と効果、憲法全体としての整合性、国民意見など広く精緻な議論が必要だ。衆参両院は近く今国会での憲法審査会を再開する。合区解消は現憲法下でできる。そして憲法については広く国民を巻き込んだ議論を進めねばならない。

(9) 【京都新聞】＜社説＞ (2018 年 2 月 17 日)

(タイトル)「参院選合区 改憲で解消は本末転倒」

自民党の憲法改正推進本部が、参院選の「合区」解消に向けた改憲の条文案を示した。改憲を目指す同党の 4 項目のうち、具体案がまとまったのは初めてだ。

参院選挙区では改選ごとに各都道府県から 1 人以上を選出する内容だ。もし実現すれば、「1 票の格差」の大小に関わらず、都道府県単位で選ぶことが可能になる。

地方の声を国政に反映させることは重要だが、投票価値の平等とどう折り合いをつけるのか。

選挙制度の改革は、参院の権限や衆院との役割の違いなど二院制のあり方を含めた本質的な議論が必要だ。そうした議論をなおざりにしたまま、改憲によって一気に合区の解消を図ろうとするのはあまりに短絡的だ。賛成できない。

国会は 2016 年参院選の前、徳島と高知、鳥取と島根をそれぞれ一つの選挙区とする合区を含めた 10 増 10 減の定数は正を行った。格差はそれまでの約 5 倍から 3・08 倍に縮小し、最高裁は昨年 9 月、選挙結果を合憲と判断した。

判決は、投票価値の平等を「唯一絶対の基準ではない」とし、「都道府県という単位自体が許されないわけではない」とも述べた。改憲で合区解消したい同党には追い風になった側面がある。

だが、改憲による合区解消は、投票価値の平等についての議論を封じてしまう。地域代表を選ぶことと 1 票の格差縮小のバランスをどうつけるか、議論はいまだ十分とは言えない。

合区解消には改憲しかないのかどうか、よく考えるべきだ。

全国知事会の研究会が合区解消に向けて 16 年秋にまとめた報告では、改憲により参院を都道府県ごとの代表制とするとしたほか、公選法改正で全体の定数を増やして選挙区定数に振り分けたり、国会法改正で参院を「地方の府」と位置づけて都道府県代表制を法定化するなどの案を提示した。

実現性はともかく、さまざまな手法があるということだ。法律で決めた合区を改憲で解消しようというのは、本末転倒と言わざるを得ない。

合区解消は、地方の選挙区で強い自民党に有利に働きやすい。党の都合が見え隠れしては、他党や国民の理解も得られないだろう。

同党の改憲の本命が 9 条にあることは疑いない。その議論を進めるために、まず合区解消の改憲案を持ち出してきたようにみえる。

選挙制度は民主主義の基本である。生煮えの改憲案に左右されてはならない。

(10) 【北海道新聞】＜社説＞ (2018 年 2 月 18 日)

(タイトル)「自民の改憲案 本質の議論は素通りか」

自民党の憲法改正推進本部は、参院選の「合区」の解消に向けた改憲の条文案を了承した。

昨年の衆院選で公約に掲げた 4 項目のうち、具体的な文案がまとまったのはこれが最初だ。参院の 3 年おきの改選ごとに、各都道府県から少なくとも議員 1 人を選出できるようにする狙いである。

参院に地域代表の性格を与えるべきだとの意見は以前からある。二院制の下で参院が担うべき役割は何か。その議論を尽くした上で改革を探るのなら理解はできる。

だが今回の案に熟議の形跡はない。自民党の地盤の合区を避け、議席を守りたい思惑が明白だ。

参院のあり方を巡る議論は素通りし、一足飛びに改憲を目指すのは、あまりに安易だ。

条文案は国政選挙について規定する 47 条の改定が柱だ。衆参の選挙区について、人口を基本としながらも「行政区画や地域的な一体性」を勘案すると明記する。

特に参院について、都道府県を選挙区とする場合には「改選ごとに少なくとも 1 人選出」と定め、**1 票の格差にかかわらず都道府県単位の選出を可能にする。**

今回の改憲案が浮上したのは、最高裁が「違憲状態」と判断した 1 票の格差解消のため、一昨年の参院選で県の境界を越える合区が行われたことがきっかけだ。

「鳥取・島根」「徳島・高知」で導入されたが、人口移動が続けばさらなる合区は避けられない。このため地方に強い地盤を持つ自民党内で合区解消論が浮上した。

細田博之本部長は「法の下での平等と地方自治重視のバランスをとる改正だ」と意義を強調した。

しかし**選挙制度を根本から見直そうというのなら、票の平等を確保しつつ「良識の府」とされる参院の独自性をどう実現するのか、その視点こそが求められる。**

参院はかねて「衆院のカーボンコピー」とやゆされてきた。選挙区と比例代表を組み合わせる選挙制度が原因との指摘もある。

国会でもこれまで、全国を広域的なブロックに再編する大選挙区制などの導入が検討された経緯がある。しかしそのたびに、地盤確保を優先する自民党の意向で、抜本改革は先送りされてきた。

合区の回避と地盤の確保を旨とする今回の改憲案も、その延長線上にあるとみるほかはない。

党憲法改正推進本部は焦点の 9 条についても条文案作成を進める構えだが、党内議論の行方すら見えないのが現状だ。「日程ありき」の改憲論議は慎むべきである。

(11) 【中国新聞】＜社説＞ (2018 年 2 月 20 日)

(タイトル)「自民党の「合区」解消案 改憲ありきでいいのか」

自民党の憲法改正推進本部が、2016 年 7 月の参院選で導入された合区の解消に向けた改憲条文案を了承した。

9 条への自衛隊の存在明記や緊急事態条項の創設、教育無償化など党が掲げる改憲 4 項目のうち、条文案がまとまったのは初めてである。20 年までの改憲を目指す中、まず国民の賛同が比較的得られやすそうな合区解消から手を付け、呼び水にしたいのかもしれない。

衆参両院について定めた憲法 47 条と、地方自治の基本原則を定めた 92 条を改正するという。「1 票の格差」の大小にかかわらず、都道府県から少なくとも 1 人ずつ参院議員を選出できるようにするのが柱だ。

格差是正を名目に合区導入が進めば、人口の少ない地域の民意は置き去りにされかねない。「島根・鳥取」「徳島・高知」で合区を導入した 16 年の参院選では、島根以外の 3 県は投票率が前回を下回る事態になった。

東京など都市部への人口集中が進み、他の地域ではますます人口減少が加速する。地方の声を国会に届きやすくするための合区解消であれば、それ自体は評価できよう。

だとしても、合区解消は憲法改正を持ち出さなければならないことなのだろうか。選挙制度の見直しなどで対応できるのではないか。

参院選での合区が導入されたのは、4・77 倍もの「1 票の格差」が生じた 13 年の参院選について、最高裁が翌年「違憲状態」と判断したためだ。

違憲にならないよう数字の上で格差を是正するため、公選法を改正し、合区を導入した。導入が公選法改正なら解消も公選法で対応するのが筋だろう。

ただ合区を解消するなら、さらに「1 票の格差」は広がる。最高裁判決が指摘した、憲法 14 条から導かれる「投票価値の平等」を損なうことにもなる。

何より最高裁判決は、できるだけ速やかに現行制度の仕組み自体を見直す立法的措置を－と求めているはずである。

16 年の参院選や昨年の衆院選を巡っても、同様の訴訟は全国で続いている。改憲よりまず、衆院も含めた選挙制度の在り方について真剣に考え、議論を進めねばなるまい。違憲状態を回避するために、憲法そのものを変える今回の案は、本末転倒ではないか。

地域の代表を選ぶことと、1 票の格差を小さくすること。そのバランスをどう取るべきなのか。そうした議論が先ではないか。その上で、合区を解消するのに本当に改憲が欠かせないのかも精査する必要がある。

衆参両院の役割や選挙制度についても議論が十分になされないまま、自民党は来年夏の参院選までに、合区解消の改正を間に合わせる目標を強調している。やはり、「スケジュールありき」で動いているのではないかと疑いたくなる。

国民の改憲に対する機運も高まっているとは言えないだろう。共同通信社の 1 月の全国電話世論調査では、安倍晋三首相の下での改憲に「反対」と答えた人が 54・8%に上った。昨年 12 月の調査よりも 6・2 ポイント増えている。

選挙は民主主義の根幹である。改憲ありきでなく、民意を反映できる制度のために、腰を据えた議論が求められる。

(12) 【岩手日報】＜社説＞ (2018 年 2 月 21 日)

(タイトル)「選挙制度改革 国会は何してきたのか」

1 票の最大格差が 1・98 倍だった昨年 10 月の衆院選を違憲として、全国 14 の高裁・高裁支部に起こされた訴訟で、13 件目となる 19 日の福岡高裁宮崎支部判決は「合憲」だった。本県関係を含め合憲は 12 件目。名古屋高裁だけが「違憲状態」と判断している。

残る 1 件も 3 月中に判決が下され、年内にも最高裁が統一判断を示す見通しだ。高裁段階では、圧倒的に「合憲」とする判断が優勢だが、選挙制度改革の当事者である国会が気に留めるべきなのは名古屋高裁の指摘だろう。

焦点は、1994 年に小選挙区比例代表制を導入以後、初めて 2 倍を下回った最大格差の評価だ。最高裁は、最大格差が 2・43～2・13 倍だった 2009 年、12 年、14 年の各衆院選を「違憲状態」とする一方で、選挙制度の仕組みに国会の幅広い裁量を認め、「格差を 2 倍未満にする」との法規定を評価していた。

「合憲」が大半を占める要因に違いないが、名古屋高裁は「2 倍」という数字にとらわれず、憲法の要請を厳格に捉えて一層の是正を求めた。

かねて最高裁は、47 都道府県に 1 議席ずつ割り振り、残りを人口比で配分する「1 人別枠方式」は投票価値の平等を脅かすとして廃止を要請。既に法律上は削除されているものの、名古屋高裁は「構造上の問題点は解消されていない」と断じた。

1 票の平等を厳格に追求すれば、人口減に直面する地方にはつらい。だが名古屋裁判決は「投票価値の平等は選挙制度を決める絶対の基準ではない」ことに言及している。国会の取り組みの浅さが見透かされている点にこそ意味を認めるべきだろう。

抜本改革を先送りしてきた国会の怠慢は、参院選で隣接県を一つの選挙区に統合する「合区」解消に向けた自民党の取り組みに象徴されるだろう。党改憲推進本部が先ごろ了承した選挙制度関連の改憲案には「違憲というなら憲法を変えればいい」という短絡的な発想がうかがわれる。

改憲案は、衆参両院の選挙区設定で人口だけでなく行政区画や地域の一体性などを考慮。参院選は 3 年おきの改選ごとに都道府県から少なくとも 1 人選出隣などとする。

関係する県には歓迎の声もあるというが、肝心の 1 票の平等や議員の位置付け、両院の関係性など根本的な議論はなおざりだ。うかつに評価するわけにはいくまい。

野党には「地方で選挙に強い自民の御都合主義」との疑念が根強いが、党利党略は大なり小なり野党側にも跳ね返るだろう。その結果、小手先に終始してきた「改革」の行き着く先が改憲論議という図式。国会は今まで何をしてきたのかと言いたくもなる。

(13) 【高知新聞】＜社説＞ (2018 年 2 月 20 日)

(タイトル) 「【自民合区改憲案】 矛盾と不整合ばかりだ」

「1 票の格差」是正のため、隣接県の選挙区を統合する参院選の「合区」解消に向け、自民党の憲法改正推進本部が改憲条文案をまとめた。改選ごとに各都道府県から 1 人以上の選出を可能にする改憲案だ。

2016 年参院選で「徳島・高知」などに導入された合区は、13 年参院選の最大格差 4・77 倍を「違憲状態」とした最高裁判決を受けた措置だった。憲法 14 条の「法の下での平等」が求める「投票価値の平等」に基づく。

地方の人口減少が続く中で合区は全国に広がりかねず、有権者や自治体には「地方の声が国政に届かなくなる」といった不安が強い。16 年参院選では自民党をはじめ各党が合区解消を公約に掲げた。

自民党の改憲案は、衆参両院の選挙区などを「法律で定める」とする 47 条と、地方自治の原則を記す 92 条の改正で構成する。

47 条で、選挙区や定数を「人口を基本」とする一方、「行政区画や地域的な一体性」を勘案すると新たに規定。都道府県を意味する「広域地方公共団体」を選挙区とする場合は「少なくとも 1 人を選出する」との条文を追加する。

併せて、92 条に現行憲法で明文化されていない都道府県と市町村をそれぞれ「広域」「基礎的」と区分する地方公共団体規定を加える。

投票価値の平等の絶対的基準である「人口」要件を取り払い、参院選の選挙区を実質的に「地域代表」と位置付ける内容だ。一方で、14 条も、国会議員を「全国民の代表」と定める 43 条もそのまま残す。相反を生じないか。

「全国民の代表」である衆院との二院制の関係性も問われる。議員を選ぶ選挙制度の根本規定を変えるならば、参院の役割や権限もセットで見直すべきだろう。その整合性をどう図るのか。

国会は、衆院選では 1 票の格差の違憲判決に従い、区割りや定数の見直しで対応してきた。司法は、衆院選で都道府県に 1 議席を配分する「1 人別枠方式」も格差の元凶と批判し廃止を迫っている。

自民党の改憲案は矛盾要素をはらむ。司法の審判、判例に堪えられるのか。連立与党の公明党や野党だけでなく、自民党内にも異論が根強くある。

そもそも、なぜ改憲によらなければならないのか。その必然性や合理性の説明が見えてこない。参院の機能と、定数などの見直しを合わせた法改正でも対応は可能なはずだ。「法律で定める」とする 47 条にかなう。

安倍政権が前のめりになっている改憲の実績づくりを急ぐために、合区問題を利用するような議論であってはならない。参院選で人口が少ない改選 1 人区は自民党に優位という事情がある。改憲議論に党利党略を持ち込むことは許されない。

参院の在るべき姿とは。その追求と答えの提示こそ優先されるべきである。

Ⅱ 6増改正法

(14) 【宮崎日日新聞】＜社説＞（2018 年 7 月 20 日）

（タイトル）「参院定数 6 増」

◆多数派のエゴ押し通す愚挙◆

自民党が参院定数を 6 増やす改正公選法の成立を強行した。合区選挙区を維持する一方、比例代表の一部に拘束名簿式となる「特定枠」を設ける。合区によってあぶれる党現職を比例代表で救済するのが目的で、党利党略むき出しと言われても仕方あるまい。自民党は野党の反対を押し切って採決、**参院特別委員会での審議時間もわずか 6 時間だった**。理念なき強行突破で拙速さは否めない。国民の理解を得ようと説明する努力も決定的に欠落した。現職を救済する目的

国民の代表を送り出す選挙制度は、民主主義の土台である。だからこそ、十分に論議を尽くし賛同を得て決定するプロセスが欠かせない。ところが、国会は正反対の光景を繰り広げた。

自民党は「鳥取・島根」「徳島・高知」の 2 合区に、来夏の参院選で改選となる 4 人の現職を抱える。出馬できるのは 2 人。押し出される 2 人を救うのが比例代表特定枠だ。さらに、比例現職が割を食わないように比例定数を 4 増（改選 2 増）した。

参院選挙制度を巡っては、2013 年参院選で 1 票の格差を「違憲状態」と判断した最高裁判決を踏まえ、15 年の改正公選法で初めて合区を導入。小手先の改革に終わったことから、**付則に 19 年参院選に向けて「抜本的な見直しを検討し、必ず結論を得る」と明記**、論議が始まった。抜本改革を約束したのなら、参院のあるべき姿、使命や役割について議論を尽くした上で、ふさわしい制度を導き出すのが筋だ。にもかかわらず、自民党は各党案を一顧だにせず、**理念のかけらも見えない案を駆け込み提出**し、成立に邁（まい）進（しん）した。

比例代表に特定枠を設定すると、候補者個人の得票順で当選者が決まる現行の「非拘束名簿式」と混在し、複雑化する。拘束名簿だった比例代表を、2000 年に非拘束名簿に変えたのは自民党の主張だ。今度は一部とはいえ、拘束名簿を復活させるのはあまりに身勝手すぎないか。増税の一方で定数増

抜本的な改革案づくりの論議を主導することもなく、サボタージュした責任はひとえに政権与党の自民党にある。来年秋には消費税率の引き上げが予定される。定数増によって格差を抑える方法を否定するわけではないが、なぜ比例代表部分を増やすのか。新たな税負担をお願いする一方で、安易に定数増を持ち出す感覚を疑う。

参院政治倫理・選挙制度特別委員会に参考人として招かれた**脇雅史元自民党参院幹事長は「選挙制度は国民のためにあり、自民党のためではない」と痛烈に批判した**。重い言葉である。

森友、加計両学園問題で、三権分立の下における行政監視という国会の責務や存在意義が大きく揺らぐさなか、民主主義の基盤である選挙制度までも、時の多数派の意のままに決めていく危うさと愚かさを認識してもらいたい。

(15) 【北海道新聞】＜社説＞ (2018 年 7 月 19 日)

(タイトル) 「「参院 6 増」成立 自民、究極の党利党略」

参院の「1 票の格差」是正に向け定数を人口の多い埼玉選挙区で 2 増し、比例代表も 4 増やす自民党提出の改正公選法が、きのうの衆院本会議で自民、公明両党の賛成多数により可決、成立した。

定数増は沖縄の本土復帰を控えた 1970 年に 2 増して以来で、248 となる。

比例には、政党が事前に当選順位を決められる拘束名簿式の「特定枠」を設けることができる。

自民党の狙いは 2016 年の選挙から合区となった「鳥取・島根」「徳島・高知」で、来年の参院選に出馬できなくなる現職 2 人を特定枠で救済することにある。

民主主義の基盤を成す選挙制度で、**党利党略に塗り固められた法案を審議も尽くさず数の力でごり押しした。憲政史に汚点を残す暴挙であり、政党による議席の私物化だと言われてもやむを得まい。**

合区の 4 県で来年改選を迎えるのはいずれも自民党の議席だ。

特定枠を使うことで、厚い保守地盤の議席を実質維持したい。こうした露骨な狙いは、衆院島根 2 区選出の竹下亘総務会長が「絶対やってほしいと思っていた」と述べた発言にも見て取れる。

衆院の反対討論では、野党から「恥も外聞もない」との批判が向けられた。当然だろう。

自民党の船田元氏は「拙速のそしりを免れない」などとして採決を棄権した。本音では賛成しかねるという議員は、党内でも少なくなかったのではないかな。

理解に苦しむのは公明党だ。**参院では比例代表を廃止し全国を 11 ブロックの大選挙区に分ける対案を提出**しながら、否決後は相いれない自民党案への賛成に回った。

合区を決めた **15 年の改正公選法付則が定めた「制度の抜本的見直し」を、与党内で粘り強く働き掛けるのが責務**だったはずだ。

今回の改正により比例代表は候補者の個人名の得票が多い順に当選する非拘束名簿式と、趣旨が正反対の拘束名簿式が混在する。

しかも、人口減少が進む中での議員定数増を、国民の強い批判にもかかわらずお手盛りで行った。

理念もなければ大義もない。多数党の一方的都合による制度改悪であり、これでは民主主義の土台を崩すことになりかねない。

二院制の下で参院がどのような役割を果たし、そのためにどんな選挙制度が必要で、望ましい定数はどの程度か――。

参院はそんなあるべき議論に立ち戻り、与野党で抜本改革の名に値する成案作りを続けるべきだ。

(16) 【琉球新報】＜社説＞ (2018 年 7 月 13 日)

(タイトル) 「参院定数 6 増案 身を切る改革に逆行する」

参院の議員定数を 6 増やす自民党提出の公職選挙法改正案が参院本会議で可決され、今国会中の成立が確実になった。選挙区の「合区」で押し出される候補者を救済したい自民党のお手盛りにほかならない。

さらに、消費税導入を前に国会議員の「身を切る改革」の必要性が指摘される中、その流れに逆行するものだ。抜本的な 1 票の格差の是正にも程遠い。にもかかわらず自民党の党利党略を優先させて、全ての野党の反対を「数の力」で押し切った。

現行の比例代表は、候補者個人の得票で当落が決まる非拘束名簿式。この一部に優先的な当選順位を事前に決める拘束名簿式を採用するのが、比例代表の「特定枠」だ。

自民案は比例区に特定枠を設けた上で、定数を 4 増やす。合区した「鳥取・島根」「徳島・高知」の選挙区に擁立できない候補者を特定枠で救済するのが狙いだ。

そもそも 1998 年の参院選まで拘束名簿式だったのを変えたのは自民党だ。自民党は党员獲得数を名簿順位の判断材料にしていたが、当時の閣僚が企業に党費を肩代わりさせた問題が発覚するなど、名簿順を巡って熾烈（しれつ）な争いが繰り広げられた。そのために金のかからない選挙をうたい、2001 年から非拘束名簿式に変えた。それをまた部分的に戻す。ご都合主義としか言いようがない。

16 年の前回参院選で合区を導入したのは 1 票の格差を是正する策だった。しかし「特別枠」で合区の候補者を救済するとしたら元の人数に戻すのと同じで、**格差是正につながらない**のではないか。

改正案には、最も格差の開いた埼玉選挙区の定数を 2 増とすることで 1 票の格差を 3 倍未満に抑える措置も盛り込まれた。野党の中からは埼玉の 2 増を受け入れる一方で全体の定数は増やさない「2 増 2 減」案も提出された。**全国 11 ブロックの大選挙区制を提案するなど改革を目指す動きもあった。たった 6 時間の議論**で結論が出せる問題ではない。与野党が議論を尽くして特別枠をやめ、抜本改革につながる案を出す必要があった。

参院の定数が増えるのは沖縄の日本復帰に伴う 2 増以外にはない。衆参両院では議員定数を減らす議論が長くされてきた。にもかかわらず、定数を増やすことへの納得のいく説明は委員会でもなかった。

このまま定数増すれば議員歳費も増える。世論の反発を予想し、自民は「参院全体の歳費が増大しないよう十分な検討を行う」との付帯決議を可決させたが、歳費を増大させないとは明言していない。自民、公明、民主 3 党が消費税増税方針に伴って約束したはずの「身を切る改革」はどうなるのか。

選挙制度は民主主義の根幹に関わる。それを政権党が好き勝手に変えてしまう。民主主義を揺るがす暴挙だ。

(17) 【北海道新聞】＜社説＞（2018 年 7 月 12 日）

（タイトル）「参院 6 増案通過 「良識の府」の名が泣く」

来年の参院選の「1 票の格差」是正に向けて、埼玉選挙区と比例代表の定数をそれぞれ 2、4 ずつ増やす自民党の公選法改正案がきのうの参院本会議で可決された。

比例代表の一部に、個人名の得票数と無関係に政党が当選順位を決める「特定枠」を新設する。

埼玉の定数増により、最大格差は昨年の最高裁判決が合憲とした 2016 年選挙の 3 倍を下回る。

だが自民党の真の狙いは、16 年の選挙で導入された「鳥取・島根」「徳島・高知」の合区によって出馬できなくなる現職を、特定枠で救済することにある。

参院政治倫理・選挙制度特別委員会では他党から「党利党略だ」などと当然の批判が相次いだ。自民党は数の力で押し切った。

「良識の府」の歴史に汚点を残したと言わざるを得ない。与野党は改正案を白紙とし、抜本的な制度改革を議論し直すべきだ。

特別委はわずか 3 日間の審議に終わったが、自民案の矛盾点はある程度浮き彫りにされた。

自民主導で 01 年に始まった比例代表の非拘束名簿式は個人名の得票数が多い候補が順に当選する。

同じ党の中で特定の候補を当選させたいと考えて、政党名ではなく個人名で比例票を投じた有権者の意思が反映される。

ところが今回、自民党は名簿の中で 1 人を除き全員を特定枠にすることも可能だと答弁した。個人票の獲得数が最多の候補でも、特定枠外なら落選もあり得る。

当選順位を決めるのは有権者か政党か。趣旨が正反対の制度の併存に、野党が「いびつだ」と指摘したのはもっともな批判だ。

合区導入の際の改正公選法は、制度の抜本的見直しに必ず結論を得ると付則で定めた。最高裁の合憲判断の根拠の一つになった。

選挙制度は民主主義の土台であって、与野党の幅広い合意を形成する努力が求められる。

ましてや定数を増やすというのなら、参院が国民の負託にどのように応えていくのかという議論なくして国民の理解は得られまい。

ところが自民党は改憲による合区解消という筋違いな党内議論に時間を費やし、会期末が迫って改正案を提出した。伊達忠一参院議長は調整を求める野党の声に耳を傾けず、事実上職責を放棄した。

さらにあきれたのは、自民党が特別委で「理想のみを追い求めることは、かえって無責任のそしりを受ける」と釈明したことだ。理想を求める努力すら怠った姿勢こそ、無責任極まりない。

(18) 【毎日新聞】＜社説＞ (2018 年 6 月 10 日)

(タイトル) 「参院合区救済の自民案 裏口入学枠は認められぬ」

これほど露骨な党利党略の選挙制度改革案を平然と出してくる自民党の無神経さにあきれる。

おととい開かれた参院改革協議会で、参院定数を 6 増（埼玉選挙区 2 増、比例代表 4 増）とする自民党案に野党から批判が噴出した。

参院選の「合区」導入に伴い、選挙区から立候補できなくなる現職を比例代表名簿に設ける特定枠で救済するのが自民案の狙いだ。

参院選挙区の「1 票の格差」を是正する暫定措置として導入された合区だが、投票率低下などの弊害が出ているのも事実だ。都道府県単位の選挙区を基本とするのは、それなりの理由がある。

投票価値の平等というのは憲法の要請だ。合区を避けて答えを見つけようとするなら、参院議員を都道府県代表と位置づける憲法改正か、都道府県の枠組みを取り払うブロック制のどちらかしかないだろう。

いずれにしても、衆院とは異なる参院のあり方を根本から問い直す議論が必要になる。自民党は改憲による合区解消を主張してきたが、参院のあり方に踏み込まない条文案に他党の理解は広がっていない。

そもそも全国区で争う比例代表と、選挙区の 1 票の格差とは直接関係しない。改憲が難しいからといって、一転して合区を固定化し、選挙区候補者の調整弁に比例代表を使う発想は著しく合理性を欠いている。

自民党は「国政上有為な人材」を当選させるためという強引な理屈で特定枠を正当化しようとしている。国政の役に立つかどうかと合区の問題は別次元の話だ。候補者調整で漏れた現職を有権者の審判とは別の党内事情で救済するのは、選挙の「裏口入学」にほかならない。

気になるのは、投票価値の平等を重視する立場の公明党が自民案に一定の理解を示していることだ。議員 1 人当たりの人口が最も多い埼玉の定数増に格差是正の効果があるのは確かだが、現有議席を確保しやすくなるという打算が感じられる。

国民の代表を選ぶ選挙制度は民主主義の根幹をなすルールだ。与党が数の力を振りかざして一方的にゆがめることは許されない。

自民案のどこが抜本改革か。来夏の参院選までに必ず結論を得ると定めた公職選挙法の付則がむなし。

(19) 【中国新聞】＜社説＞ (2018 年 6 月 8 日)

(タイトル) 「自民の「合区」対策案 身を切る改革と対極だ」

自民党が、来年夏の参院選に向けた選挙制度改革案をまとめた。選挙区で「島根・鳥取」と「徳島・高知」の合区を継続しつつ、比例代表と合計で定数を 6 増とする。合区から立候補しない県の候補者を救済するのが狙いだが、財政難で国民に負担を強いる中で政治家が覚悟を示す「身を切る改革」に逆行している。

合区は参院の「1 票の格差」の是正に向け、3 年前に導入が決まった。合区に消極的だった自民党が野党案に乗る形で受け入れた経緯がある。その後に議論する時間はあったのに、選挙まで残り 1 年余りになって改革案を出した。政権与党の責任を果たしているとは言えない。

改革案では、比例代表の定数を 4 増の 100 とする。3 年ごとの改選数では 2 増になる。その純増分を「特定枠」として各党が候補者を処遇し、優先して当選できるようにする。党内調整で合区からの立候補を断念させた候補者を充てようという自民党の意図は明らかだろう。

さらに選挙区では、1 票の格差が前回 3 倍を超えた埼玉の定数を 2 増（改選数では 1 増）とし、3 倍未満に収める。

複雑で分かりにくい提案である。おとといの党部会で、森友、加計学園問題での党の鈍い対応を引き合いに「国民にどう映るか心配だ。なめてはいけない」と若手が懸念を示したのはもっともである。

にもかかわらず、改革案は部会でそのまま了承された。社会保障で国民に負担を求める一方で、自分たちは保身に走るなど許されようもない。自民党は今国会で必要な法改正を目指すというが、強引に押し進めようとするなら「1 強のおごり」以外の何物でもなかろう。

こんな急場しのぎの改革案をまとめたのは、改憲で合区解消を目指す党の戦略が、来夏の選挙準備を考えると時間的に厳しくなったためだ。

だが、改憲案は 9 条への自衛隊明記という憲法の根幹に関わる項目などとの抱き合わせで、時間を要することは十分に予想されていたはずだ。意図的に議論を先延ばしし、自分たちに有利な案を土壇場で出して押し切ろうと考えているのではないかと勘繰りたくなる。

連立与党の公明党が一定の理解を示すのはなぜだろう。自民案で定員増を想定する埼玉選挙区は、公明党が議席を争い、毎回激戦を繰り広げている。自分たちに好都合だから賛同しようというなら、自民党ともども批判を浴びても仕方あるまい。

地元の声为国政にしっかり反映させてほしいと願う有権者からすれば、合区の導入が不安を駆り立てている面は確かにある。とはいえ、県域を基にした選挙区選出の参院議員を、小選挙区選出の衆院議員と同様に「地域の代表」と捉えるべきかは議論であろう。参院の在り方にもつながる重要なテーマだ。

参院の選挙制度をこのまま放置するわけにはいくまい。合区導入を決めた 3 年前の改正公選法の付則には、来夏の参院選に向けて「選挙制度の抜本的見直しについて引き続き検討を行い、必ず結論を得る」と明記している。

各党の考えは、大選挙区制から合区の増まで幅広い。だからこそ国会で議論を深め、一定の結論を導かねばならない。

(20) 【西日本新聞】〈社説〉 (2018年6月7日)

(タイトル) 「参院定数6増案 ご都合主義にも程がある」

ご都合主義にも程がある。「1票の格差」是正に向けて参院定数を6増やすという。本気なのかと耳を疑いたくなる。**党利党略が露骨な定数増など断じて容認できない。撤回すべきだ。**

自民党はきのう、選挙制度改革問題統括本部などの会合で公選法改正案を了承した。この案に公明党は一定の理解を示しつつも議論を続けるとしている。

どんな案か。参院選挙区の「合区」を維持する一方、比例代表の定数を特定枠として4増する。さらに議員1人当たりの有権者数が最も多い埼玉選挙区の定数を6から8に2増やして、選挙区間の「1票の格差」を是正する－という内容だ。

特定枠は事前に定めた順位に従って当選者を決める「拘束名簿式」を採用する。自民党は合区対象県で選挙区に擁立できなかった県の候補を特定枠に登載する方針という。

2016年参院選で「鳥取・島根」と「徳島・高知」に導入された合区に対する自民党の不満は強い。19年の参院選では合区対象県すべてで自民党の現職議員が改選期を迎える。

その救済策だとすれば、まさに党利党略そのものだ。野党が反発するのも当然だろう。

「特定枠」という言葉が象徴するように、特定の目的から選挙制度を複雑に変更する発想も**安易で乱暴に過ぎる。**

自民党は当初、合区解消を安倍晋三首相の悲願である憲法改正の項目に盛り込んで実現しようとした。森友・加計（かけ）問題などの疑惑解明が進まない中、国会の改憲論議も停滞している。

このままでは19年の参院選に間に合わない－と焦った自民党が公選法改正の手法に切り替えたと思えない。それにしても**突如浮上した案である。党内論議を尽くした形跡もない。**

にもかかわらず、自民党は今国会に改正案を提出し、成立を目指すとしている。

合区導入を決めた**改正公選法の付則に、19年参院選に向けて「選挙制度の抜本的見直しについて必ず結論を得る」と明記**したことを忘れてはならない。**まさか定数増が「抜本的見直し」というのではあるまい。**

大都市部への人口集中が進み、定数がそのままなら「1票の格差」は拡大する。定数を有権者の人口で一律に割り振れば、地方の議席は減るばかりだ。合区に有権者の戸惑いが根強いのも事実だが、定数増は「身を切る改革」に逆行する。

だからこそ、抜本的見直しが必要なのだ。二院制における参院の役割と機能、議員の選出方法、定数と歳費など与野党で議論すべきことは多い。議会制民主主義の土俵となる選挙制度である。ごり押しは許されない。

(21) 【信濃毎日新聞】＜社説＞（2018 年 7 月 23 日）

（タイトル）「国会閉幕 行政監視を果たさぬ惨状」

通常国会が幕を閉じた。22 日の会期末を前に与党は先週末、野党 6 党派が提出した内閣不信任決議案を否決しカジノを含む統合型リゾート施設（IR）整備法案を参院本会議で可決、成立させている。

今回も多くの法案が審議の深まりを欠き、疑問を残したまま成立した。森友、加計学園問題をはじめ、政権の不祥事や疑惑の解明はうやむやに終わっている。

三権分立の下、行政をチェックすることが求められるのに責任を果たしていない。国会の惨状に各党は危機感を持つべきだ。＜参院定数増の横暴＞

政権が最重要と位置付けた働き方改革関連法案などを巡り与党は野党の反対を押し切り、採決の強行を繰り返した。ここ数年、国会のたびに見せられる光景だ。

とりわけ乱暴だったのは、参院の定数を 6 増やす公選法改正である。比例代表で定数を 4 増やすとともに、当選する順番をあらかじめ決める「拘束名簿式」の特定枠を設けられるようにする。6 月に自民党が唐突に提案した。

2016 年の参院選で導入した合区選挙区の「鳥取・島根」「徳島・高知」で選挙区に擁立できない候補を特定枠に載せ、救済しようという狙いがある。**あからさまな党利党略の法案だった。「1 票の格差」の是正に向けた抜本改革とは懸け離れている。**

参院の定数増はこれまで、沖縄の本土復帰に向けて選挙区を新設した例しかない。公明党や野党が対案を出したにもかかわらず、**自民は 10 時間ほどの審議で決着させた。**与野党の幅広い合意をつくる努力は最初から放棄した形だ。

多数党が自らに都合よく選挙制度を変えるようでは、民主主義の土台が崩れる。
＜軽視される立法院＞

カジノ法など成立した法律には不透明さが残っている。IR について政府が政省令で定めるルールは 331 項目に上る。国際会議場やホテルの規模、カジノゲームの種類、カジノ業者が金銭を貸し付けられる「富裕層」の定義などはこれから決める。

働き方改革も同様だ。一部の専門職を労働時間規制の対象から外す高度プロフェッショナル制度の導入要件など約 60 項目を省令で定める。国会で厚生労働相は「労働政策審議会で議論して決めていただく」と質問をかわした。

制度の詳細が分からないのでは論議の深めようがない。肝心な点が国会の関与なしに決められることになる。政府の裁量の余地が広い法律の在り方は問題だ。

森友、加計問題は依然、真相がはっきりしない。森友を巡って財務省の決裁文書改ざんが発覚するなど、国会を軽んじる政府の姿勢も浮かび上がらせた。

財務省の調査によると、改ざんは理財局長だった佐川宣寿前国税庁長官が方向性を決定付けた。国会審議が紛糾するのを回避するために行ったという。改ざんとともに、森友側との交渉記録の廃棄も進めていた。官僚が国会を欺く前代未聞の不祥事である。

佐川氏は局長当時、交渉記録を廃棄済みと述べていた。なぜ事実と異なる答弁をし

たのか。改ざんを巡る証人喚問では「刑事訴追の恐れ」を理由に核心部分は答えなかった。「うみを出し切る」とした安倍晋三首相は公文書管理の在り方に論点をすり替えている。

加計問題での柳瀬唯夫元首相秘書官の答弁も不誠実だ。獣医学部を巡り関係者と「記憶の限りでは会っていない」としていたのに参考人招致で学園側との面会を認めた。過去の答弁は県や市の職員との面会しか聞かれなかったためと開き直りのような釈明をした。

森友、加計ともに問われているのは公平、公正であるべき行政がゆがめられたのではないかという点だ。相次ぐ不祥事には、国民全体の奉仕者としての責務を忘れた官僚組織の劣化が垣間見える。＜改革は待ったなし＞

首相「1 強」の政治状況が続いている。加計問題では「総理のご意向」などと記した文書が残されていた。

14 年に内閣人事局が発足し、中央省庁の幹部人事を官邸が決める仕組みになった。首相周辺の意を酌んで動く傾向が省庁で強まっている可能性も考えられる。

官邸主導が強まる中、行政を監視する国会の役割は重みを増している。政府の方針を追認するばかりでは存在意義を問われる。国会改革は待ったなしの課題だ。

会期末近くに動きがあった。小泉進次郎自民党筆頭副幹事長らによる超党派の「平成のうちに衆院改革実現会議」は党首討論の2週間に1回の定例開催などを盛った提言をまとめた。立憲民主党は党首討論を2時間程度に延長するといった提言を決定している。

かみ合わない質疑で時間だけを積み上げ「審議は尽くされた」と採決に踏み切る国会運営、不祥事の追及に時間を取られて政策論議が深まらない現状など問い直す点が多い。このありさまを有権者は記憶にとどめるべきだ。（7 月 23 日）

(22) 【産経新聞】＜社説＞ (2018 年 7 月 22 日)

(タイトル)「国会閉会 機能する組織へ改革急げ 半年間何をやっていたのか」

日本再生の鍵として「生産性」の言葉が多用される。通常国会で関連法が成立した働き方改革にも、人口減少社会で労働生産性を上げる狙いがあった。

はたして、1 カ月の延長を含め約半年の会期を終え閉幕した国会に、その生産性を見いだせただろうか。むしろ、非生産的な姿を改めて目の当たりにした印象だ。

主たる要因は、野党側が延々と「森友・加計」学園問題を取り上げたことだ。政府に行為の違法性や致命的欠陥を突き付け、政策決定を撤回させる成果を挙げることはないうままに終わった。野党の無策ぶりは批判されよう。

《危機を軽視する愚かさ》

だが、それですまされない問題がある。低調な議論に時間を費やし、他の重要案件をやり過ごしていれば、いつかこの国を危うくしかねないことである。国会がより機能し、国民の負託に真に応えるための改革が急がれる。

北朝鮮核問題の帰趨（きすう）は、いうまでもなく日本の生存を左右する。急速（きゅうきょ）、浮上した米朝首脳会談は、日本に脅威を与え続ける核・ミサイルがどうなるかを決する意味合いがあった。

そこに至るまでの間やその後において、国会でどれほどの時間をこの問題に費やしただろう。

それにとどまらず、トランプ米政権下で日米同盟は変質を迫られるのか。保護主義に基づき米国が高関税など一方的な措置を連発する事態を受け、自由貿易をいかに堅持していくか。

これらについては、政権与党内でも政高党低の傾向が強まるなかで、充実した議論を欠くきらいがある。だからこそ国会での論戦は極めて重要だ。その意識が与野党ともに薄いことを危惧する。

決め手のない「モリ・カケ」問答には醜悪な副産物があった。前国税庁長官らの虚偽答弁や財務省による決裁文書改竄（かいざん）が判明したことである。

官僚たちが、都合の悪い話については平気で国会に対して嘘をつく。つじつまの合わない文書は書き換える。それをうのみにせざるを得なかった立法府にとって、存在意義を失うようなスキャンダルである。さすがに自民党からも「財務省は許せない」「徹底解明を」と一時は声が上がった。

だが結局、この事態を検証する機関が国会に設けられることはなかった。安倍晋三首相は「行政のトップ」の責任を繰り返したが、議会人としてどう考えるのか。

大島理森衆院議長は、立法府として体面を失った問題を「時効」とはせず、引き続き検証方法を模索してもらいたい。

生産性の低さを露呈した国会で、改革を目指す現象がまったく見られなかったわけではない。なかでも、毎国会で終盤まで放置され、申し訳程度に開催されることの多い党首討論のあり方をめぐり、さまざまな意見が出た。

《見直しは「ふり」だけか》

党首討論を夜に開く、開催時間を長くするなどのアイデアは一考に値しよう。だが、つまらない見せ物をゴールデンタイムに提供されても、国民は迷惑である。

その日は早く帰宅して中継を楽しみに待つような、内容の濃い討論が行われるか否かが問題だ。

その点、野党側の改革案は、首相への質問がもっぱらで、自ら答える想定が足りないようだ。およそ政権担当能力を示す自信も気概もない、しろものといえよう。

党利党略、参院の私物化などの指摘を受けた「参院 6 増」の改正公選法は、この国会の大きな汚点というべきものだ。自民党はあれだけ嫌った「合区」を残し、あぶれた議員を比例代表で救済する策に転じた。

これに前後して、党派を超えて「衆院改革」を目指す 100 人を超す規模の議員集団ができた。メンバーたちは、改正公選法を是認し、成立についても織り込み済みだったのだろうか。だとすれば、改革への熱意も大幅に割り引いてみなければなるまい。

延長会期内で発生した西日本豪雨に対し、国会がどれだけ機動的に動けたかという課題も残る。

カジノを含む統合型リゾート施設（IR）実施法の審議のため、災害対応の先頭に立っているべき時期に、石井啓一国土交通相が国会に出席していた姿にも違和感は否めなかった。

法案審議と閣僚出席のあり方、政策の優先順位が厳しく問われる事例だったといえよう。

(23) 【北海道新聞】＜社説＞（2018 年 7 月 22 日）

（タイトル）「通常国会閉幕 言論の府の深刻な危機だ」

通常国会がきょう、閉会する。

会期中、森友学園問題を巡る財務省の公文書改ざんや、加計（かけ）学園問題で愛媛県が出した文書をはじめ、「森友・加計」の重大な新事実が次々と発覚した。

だが安倍晋三首相や閣僚、与党幹部は真相究明に後ろ向きのまま幕引きを図るとともに、カジノを含む統合型リゾート施設（IR）整備法など問題の多い法案を数の力で次々と通していった。

今年の通常国会を思い起こす。安倍政権は、森友・加計問題の解明を求める国民の声に耳を傾けず、「共謀罪」法の参院委員会採決を省略する「中間報告」という禁じ手を使って成立させた。

今国会は、まるでその再現だ。

国権の最高機関である国会の地盤沈下が止まらない。議論なき国会のままでは、もはや言論の府とは言えないのではないか。

議会制民主主義の深刻な危機だと言っても過言ではあるまい。

■「数のおごり」極まる

典型的な例の一つが、参院の定数を 6 増する自民党提出の改正公選法である。先週、実質審議が衆参で計 5 日間という駆け込み採決で成立した。

合区により選挙区に出馬できない現職を比例代表の「特定枠」で救う一。自民党の露骨な党利党略に反発した野党は、伊達忠一参院議長にあっせん案の取りまとめを求めたが、伊達氏は拒否した。

幅広い合意が必要な選挙のルール作りまで数の力に物言わせることを、行司役が許した形だ。野党が議長不信任案を提出し「参院の権威を著しく失墜させる」と批判したのは当然だろう。

熟議なき国会は政権の目玉だった働き方改革関連法にも通じる。

関連法には、一部専門職を労働時間規制から外す高度プロフェッショナル制度（高プロ）が含まれる。働く者の命と健康を守る働き方改革本来の目的と相反する。

不適切な実態調査が判明した裁量労働制が法案提出前に削除された後も、データのミスが次々と判明したが、政府は粗雑な答弁を繰り返すばかりだった。

カジノ解禁と併せ、国会は将来にわたる国民の不安や懸念を取り除くことができなかった。

■森友・加計幕引けぬ

行政府に対する監視機能は、立法府の重要な使命である。

行政の公正性や透明性がゆがめられた疑念が、拭えないどころか一層深まった森友・加計問題の解明こそ、国会の出番のはずだ。

森友学園に対する国有地の 8 億円の値引きや、加計学園の獣医学部新設を国家戦略特区に認定した一連の過程は適正だったのか。

真相究明には、森友学園が開校を予定した小学校の名誉校長を務めた安倍首相夫人の昭恵氏、加計学園の加計孝太郎理事長が国会で真実を語ることが欠かせない。

なのに、与党は野党の証人喚問の要求を拒否した。憲法が定める国会の国政調査権を放棄したと言われてもやむを得まい。

首相も、身内と「腹心の友」ならなおのこと、疑念を晴らすよう促すのが務めのはずだ。

そうしないどころか、愛媛県文書に記載された加計氏と首相の面会は作り話だったという学園側の説明に、首相は不快感すら示さなかった。理解に苦しむ。

森友問題を巡る財務省の公文書改ざんは、主権者である国民に対する重大な背信行為だった。

だが監督責任者の麻生太郎財務相はその座にとどまり、前財務次官のセクハラ問題も含め一向に政治責任を取ろうとしない。

改ざん当時の理財局長だった佐川宣寿（のぶひさ）氏に対する野党の再喚問要求も、たなざらしにされた。

こんな対応が続く限り、森友・加計問題に決して幕は引けない。

■野党も反省が必要だ

首相の答弁は「ご飯論法」とやゆされた論点そらしや長広舌、居直りといった不誠実な姿勢に終始した。自ら口にする「行政府の長の責任」さえ果たしていない。

ただ、首相の開き直りを許す野党も反省が必要だ。

細かな事実を積み重ね、論理立てて執拗（しつよう）に政府答弁の矛盾を突いていく。また、独自の調査によって隠れた疑惑を掘り起こす。

野党議員が備えるべき「質問力」と「調査力」を磨く必要がある。そう指摘せざるを得ないような甘い質疑が少なくなかった。

働き方改革関連法やIR整備法の参院採決では、付帯決議を条件に採決には応じる国民民主党と、徹底抗戦の構えの立憲民主党との間で足並みも乱れた。

安倍1強政治の下で、ただでさえ多弱と呼ばれる野党の対応がバラバラでは、緊張感のある国会は望むべくもない。

安倍内閣の支持率が回復傾向にあるのは、野党に対する国民の期待が高まらないことの裏返しだ。態勢の立て直しが急務である。

(24) 【茨城新聞】＜社説＞ (2018 年 7 月 21 日)

(タイトル) 「通常国会閉幕 存在意義が問われている」

通常国会が事実上閉幕した。182 日間から浮かび上がってきたのは、改ざん、虚偽、隠蔽(いんぺい)…。はぐらかし答弁がまかり通り、野党の主張に耳を傾けない。不備があっても、世論調査などで慎重・反対論が多数を占めていても、政府、与党が決めた法案を数の力で強引に通していく。これが「言論の府」の悲しい実像である。

言うまでもなく、立法府の主要な役割の一つが行政府の監視だ。ところが、政府は国会を欺き、国会は政府に十分な説明をさせることもできないまま機能不全が進行した。三権分立が大きく揺らぎ、国権の最高機関の存在意義が喪失しかねない危機を迎えている。

振り返れば、歴史に禍根を残す出来事が続出した。森友学園問題では、財務省の公文書改ざんという民主主義を脅かす極めて重大な事態が発覚。加計学園問題でも、安倍晋三首相の「腹心の友」が理事長を務める学園に対して、首相秘書官らが国家戦略特区の申請前に“指導”していたことを示す文書が愛媛県から見つかった。政治や行政の公平・公正・信頼性に明らかな疑義が生じたのである。

しかし、安倍首相は「丁寧な説明」を繰り返すものの、野党の追及に真正面から向き合おうとしない。与党も関係者の国会招致を拒み、疑惑は払拭(ふっしょく)されどころか膨らんだ。あってはならない公文書改ざんにもかかわらず、監督する政治家は責任をとらなかった。

森友学園になぜ破格の値引きで国有地を売却したのか、公文書を改ざんした理由は何なのか、加計ありきではなかったのか、など問題の核心部分は依然として解明されていないのだ。

長期政権の「おごり」も際立つ。民主主義の土台である選挙制度を巡っては、**自民党が合区選挙区の現職議員の救済目的が明らかな党利党略むき出しの参院定数 6 増案を強引に成立させた。**

共同通信の世論調査で 7 割近くが今国会の成立に慎重論を示していたカジノを含む統合型リゾート(IR)整備法の成立も強行突破。担当の石井啓一国土交通相は西日本豪雨の対応の陣頭指揮を執るべき場面で、IR 法の審議に張り付いた。ギャンブル依存症対策の詳細な仕組みをはじめ 331 項目が、国会審議の不要な政省令などに委ねている以上、疑問を解消するために十分に論議を尽くす必要があった。

この国会の看板でもあった働き方改革関連法は、不適切データが表面化し、裁量労働制の対象拡大は削除に追い込まれた。高度プロフェッショナル制度の創設でも、ずさんなヒアリングが判明したが、押し切った。

こうした中、自民党の小泉進次郎筆頭副幹事長らが国会改革の提言をまとめ、超党派の会議も発足した。党首討論の頻度を増やして定例化、スキャンダル解明は特別調査会、法案・政策審議は各委員会と“車線”を分けることなどが柱だ。

検討に値する内容だが、どんなに制度をいじっても、政府に真摯(しんし)に説明する気がなければ、また与党がそれを許すならば、何も変わらない。政府に説明責任を果たさせるのが改革の大前提。与党議員もこの1年余り、政府にだまされていたのである。まず与野党が閉会中審査を利用して森友、加計両問題の解明を実践すべきだろう。国会の存在意義が問われている。

(25) 【山陽新聞】＜社説＞ (2018 年 7 月 21 日)

(タイトル) 「通常国会閉幕へ 熟議を欠いた「言論の府」」

熟議への誠意も、西日本豪雨の対応への熱意も感じさせないまま、相変わらず巨大与党の強引さが目立つ国会だったと言えよう。

カジノ解禁を含む統合型リゾート施設（ＩＲ）整備法がきのうの参院本会議で可決、成立し、半年間にわたった第 196 通常国会が事実上閉幕した。

カジノに反対する立憲民主など野党 6 党派は衆院に内閣不信任決議案を提出し、最後の抵抗を見せたが、否決された。今国会では問題点の多い法律が数の力で次々と成立した。野党の力不足もあるとはいえ、国民への丁寧な説明を軽視したかのような政府・与党のやり方は、国会への不信を増すだけだ。

中でも西日本豪雨により深刻な浸水被害や土砂災害が続発し、被災者支援と復旧に全力を挙げなくてはならない時期に ＩＲ法案の審議に傾注したことは、甚大な被害が出た被災地としては極めて残念でならない。

野党は災害対応を優先するため国会審議を中断する「政治休戦」を求めた。なぜ、それよりも ＩＲ法の成立を急ぐ必要があるのか。政府や政治家の姿勢を被災者や国民はどう見ただろう。

民間によるカジノ解禁はもともと、疑問点が多かった。政府は外国人旅行客の増加をにらみ、観光立国の原動力になると強調するが、誘致する自治体の方は客の 7～8 割が日本人と想定している。

心配されるギャンブル依存症に対しては、日本人の入場を最大「週 3 回、月 10 回」とする規定を設けた。だが 1 回の入場で 24 時間滞在でき、日付をまたげば週 6 日カジノに通うことも可能になる。富裕層に限定するとはいえ、カジノ業者に入場客への金銭貸し付けも認めた。

こうした数々の懸念から、世論調査でも国民の理解は進んでいない。地域振興の経済効果も未知数だ。それを衆参 40 時間あまりの審議で成立させたのはいかにも拙速だ。今国会では継続審議にし、さらに議論を尽くすべきだった。

これ以外にも安倍政権は、最重要法案と位置づけた働き方改革関連法を、高収入の一部専門職を労働時間規制の対象外とする高度プロフェッショナル制度への懸念が拭えないまま成立させた。

参院の議員定数を 6 増やす公職選挙法改正は、合区によって選挙区から出馬できない議員の救済が目的とされ、抜本改革を先送りした自民党の「ご都合主義」と批判されても仕方ないものだ。

陸上自衛隊のイラク派遣日報問題や学校法人・森友学園に関する文書改ざん、加計学園の獣医学部問題などが国会論戦の多くを占めたのも異例である。ここまで不祥事や疑惑が噴出しても、安倍晋三首相の政治責任はうやむやのままだ。これも「1 強」体制だからだろう。

熟議を求める国民の声を決して侮ってはならない。

(26) 【山陽新聞】＜社説＞ (2018 年 7 月 16 日)

(タイトル) 「参院選改革 抜本的な見直しはどこへ」

これでは、**小手先の弥縫（びほう）策と言わざるを得まい。抜本的な改革への熱意や展望が一向に伝わってこない。**

「1 票の格差」是正に向けて、参院の議員定数を 6 増やす自民党の公職選挙法改正案が参院本会議で可決され、衆院での審議に移った。今国会で成立すれば、来年夏の参院選から導入されるが、懸念は拭えない。

自民党の改正案は、1 票の格差を是正する暫定措置として 2016 年参院選から導入した「鳥取・島根」「徳島・高知」の合区を維持。その上で、議員 1 人当たりの有権者数が最も多い埼玉選挙区の定数を 2 増、比例代表も定数を 4 増する。

現在の比例代表は、個人名の得票が多い順に当選者が決まる非拘束名簿式だ。改正案はこれを基本としつつ、一部に各党が定めた順位で当選者を決める拘束名簿式の「特定枠」を導入するという。

焦点になっているのが、この特定枠である。設定するか否かや人数などは各党の自由だが、特定枠の候補者を名簿の上位に置けば、優先的に当選できる仕組みだ。

自民党の狙いは、合区によって選挙区から出馬できなくなる同党の現職議員の救済にあるとされる。これでは、**党利党略と批判されてもやむを得まい。**選挙制度が複雑になれば有権者が戸惑い、混乱を生じるだけだ。

参院の定数増は、沖縄の本土復帰に向け 1970 年に選挙区新設で 2 増されたのを除くと戦後初という。消費税増税問題や厳しい財政状況などから国会が約束した「身を切る改革」にも逆行する。

確かに合区には、候補者を擁立できない県の民意をどう反映するのかなど、地方の有権者には承服し難い不満や疑問がある。とはいえ、救済を目的にした特定枠の導入は、ご都合主義にすぎる。

共同通信社が実施した全国電話世論調査によると、今回の公選法改正案について反対は 59・9%。賛成の 19・5%を大きく上回り、国民の理解が得られていない。

15 年に成立した改正公選法の付則には、19 年の参院選に向けて「制度の抜本の見直しについて検討を行い、必ず結論を得る」と明記している。最高裁が 16 年参院選での格差 3・08 倍を合憲と判断したのも、こうした姿勢を評価したからとされる。

にもかかわらず、しかも本来、選挙制度改革は政党間でできるだけ合意の上で果たすべきであり、数の力で押し切ったとすれば、国民の政治に対する信頼は一層遠のこう。

選挙は、国民と政治をつなぐ重要な手だてで、民主主義の根幹である。見直しに当たっては、与野党が二院制の在り方なども含めた幅広い視点から知恵を出し合うことが必要だ。国民にとって納得のいく参院選制度改革へ、立法府の責任は重い。

(27) 【日経新聞】＜社説＞（2018 年 7 月 19 日）

（タイトル）「この参院選改革はごまかしだ」

自民党が提出した改正公職選挙法が 18 日の衆院本会議で成立した。「1 票の格差」を是正する抜本改革を先送りし、来年夏の参院選は定数を 6 増する暫定的な制度改正でしのぐ。理念なき法改正は自らの都合を押し通す与党の傲慢さと、それをただせない野党の弱さを浮き彫りにした。

改正公選法は参院の選挙制度について(1)比例定数を 4 増し、優先的に当選させる「特定枠」を新設(2)議員 1 人当たりの有権者数が最も多い埼玉選挙区の定数を 2 増する――のが柱だ。参院は 3 年に 1 度の半数改選なので、次の参院選から改選定数は比例代表が 2 増、埼玉選挙区が 3 から 4 となる。

参院の比例代表は個人名の得票が多い順に当選する「非拘束名簿式」を採用している。今後は各党が特定枠を使って、得票数に関係なく上位で当選させる比例候補を決めることが可能になる。

参院選は格差是正に向けて前回から「鳥取・島根」「徳島・高知」両選挙区が合区になった。自民党は選挙区で処遇できない現職議員を比例の特定枠で救済したい考えだ。比例選出の議員や後押しする業界団体の反発を避けるため、全体の定数増に踏み切った。

野党が声をそろえて「露骨な党利党略だ」「人口減時代の定数増は国民に理解されない」と批判するのは当然である。憲法改正による「合区」の解消を目指してきた自民党は、国会終盤になって唐突に独自案を持ち出した。

公明党などは全国を 11 ブロックに分ける大選挙区制、国民民主党は埼玉選挙区 2 増、比例 2 減の改革案を示した。立憲民主党などは埼玉選挙区を 2 増し、石川と福井を合区して定数を 4 から 2 に減らす案を提出した。伊達忠一参院議長は幅広い合意形成に向けて指導力を発揮すべきだった。

選挙制度は民主主義の土台だ。中途半端な案をこり押しした自民党の責任は極めて重い。他党も今回の定数増を受けて、議席の上積みに期待する空気がある。「良識の府」の看板が泣いている。

(28) 【京都新聞】＜社説＞ (2018 年 7 月 13 日)

(タイトル) 「参院選改革 これでも「良識の府」か」

民主主義の危機と言っても過言ではない。「良識の府」とされる参院での数の力を借りた党利党略の採決強行にあぜんとした。

参院の「1 票の格差」是正を巡り、定数を 6 増する自民党の公選法改正案が参院本会議で可決された。自公両党が野党の反対を押し切った。衆院審議を残すが、両院は互いの選挙制度改革に異議を唱えないのが慣例で、来夏の参院選からの制度導入が固まった。

改正案は埼玉選挙区を 2 増して格差を 3 倍未満に抑えた上、比例代表も 4 増し政党が決めた順位で当選者を決める拘束名簿式の「特定枠」を導入する。自民には「合区」対象県で擁立できない候補を特定枠に充て、救済を図る狙いがあるとされる。小手先の制度改革にすぎず、あまりに身勝手だ。

参院の定数増は沖縄の本土復帰時の選挙区新設を除くと戦後初めて。6 増により年間約 4 億 2 千万円もの議員歳費増を招くとの試算もある。「身を切る改革」の流れに逆行し、国民の理解は得られまい。急きょ参院全体の経費節減を求める付帯決議を可決したが、これで世論の批判をかわせると考えているのだろうか。

選挙制度は議会制民主主義の土台であり、熟議が欠かせない。

自民は当初、憲法改正で合区解消を目指したが見通しが立たず会期末に改正案を駆け込み提出し、西日本豪雨対応で混乱する中、採決を急いだ。熟議を尽くせば尽くすほど問題点が浮かび上がってくる。委員会審議を約 6 時間で打ち切ったのは、それを見越しての判断と勘繰られても致し方ない。

実際に特定枠の問題点などが指摘された。運用は各政党に委ねられ、枠を多く使う政党と枠を設けない政党が交じれば有権者は混乱する。候補者名票がゼロでも当選する可能性があり、新たな「1 票の格差」が生じかねない。

選挙制度の議論は、与野党それぞれが自らの議席獲得などを優先する「身内の論理」がぶつかり合う。そこで期待されるのが中立の立場にある議長の調整であろう。だが仲介役の伊達忠一議長は汗をかくことなく、あっせん案作成を拒んだ。出身政党の目に余るおごりにも目をつむった。責任は重い。

参院は「良識の府」として期待されながら、衆院との同質化が進む。参院の選挙制度改革は本来、衆院とセットで考え、役割や権限の違いを明確にして議論すべきだ。参院はどうあるべきか、という本質的、抜本的な見直しを置き去りにしてはならない。

(29) 【茨城新聞】＜社説＞ (2018 年 7 月 14 日)

（タイトル）「西日本豪雨災害特設ページ参院選挙制度 「良識の府」が泣く」

国民の代表を送り出す選挙制度は、民主主義の土台である。だからこそ、各党派による十分な論議を経て、できるだけ多くの賛同を得て決定していくプロセスが欠かせない。ところが、国会は正反対の光景を繰り返した。

自民党が野党の反対を押し切り、参院の定数を 6 増する公選法改正案を参院本会議で可決、衆院に送付した。独自案を提出した公明党も、最終的に自民党案に賛成したが、**委員会の審議時間はわずか 6 時間だった。**

改正案は、(1)「1 票の格差」是正で、埼玉選挙区を 2 増(2)比例代表に、政党があらかじめ定めた候補者順位に従い当選者を決める「拘束名簿式」の特定枠を設け 4 増-する内容だ。特定枠により「鳥取・島根」「徳島・高知」の合区選挙区の自民党現職議員を救済する目的が明白で、そのために比例の議席も増やすという**党利党略むき出しの改正案と呼ばれても仕方あるまい。**

参院選挙制度を巡っては、2013 年参院選で 1 票の格差を「違憲状態」と判断した最高裁判決を踏まえ、15 年の改正公選法で初めて合区を導入した。小手先の改革に終わったことから、**付則に 19 年の参院選に向けて「抜本的な見直しを検討し、必ず結論を得る」と明記、論議が始まった。**

本来、抜本改革を約束したならば、参院のあるべき姿、その使命や役割について議論を尽くしたうえで、それにふさわしい制度を導き出すのが筋だ。にもかかわらず、自民党は、公明党や日本維新の会が提案した全国 11 ブロックの大選挙区制をはじめ各党案を一顧だにせず、抜本改革と称するのもおこがましい、理念のかけらも見えない案を駆け込み提出し、成立にまい進する。

抜本的な改革案づくりの論議を主導することなく、サボタージュした責任は、ひとえに政権与党の自民党にある。**安倍晋三首相(自民党総裁)が「臨時的な措置」と口にしたのは、付則の精神に明らかに反している。**中立的な行司役である自民党出身の伊達忠一参院議長が各党派間の協議を打ち切った“職務放棄”も問われよう。

来年秋には消費税率の引き上げが予定される。定数増によって格差を抑える方法を否定するわけではないが、なぜ比例代表部分まで増やすのか。新たな負担をお願いする一方で、安易に定数増を持ち出す感覚を疑う。国民の理解を得ようと十分な説明をする努力も決定的に欠落している。

比例代表に特定枠を設定すると、候補者個人の得票順で当選者が決まる現行の「非拘束名簿式」と混在し、複雑化する。拘束名簿だった比例代表を、2000 年に非拘束名簿に変えたのは自民党の主張だ。今度は一部とはいえ、拘束名簿を復活させるのは、あまりに身勝手すぎないか。

9 日の参院政治倫理・選挙制度特別委員会に参考人として招かれた脇雅史元自民党参院幹事長は「選挙制度は国民のためにあり、自民党のためではない」と痛烈に批判した。重い言葉である。

森友、加計両学園問題で、三権分立の下における行政監視という国会の責務や存在意義が大きく揺らぐさなか、民主主義の基盤の選挙制度までも、時の多数派の意のままに決めていく危うさと愚かさを認識してもらいたい。理念なき強行突破の仕切り直しをしなければ、「良識の府」が泣く。

(30) 【朝日新聞】＜社説＞ (2018年7月12日)

(タイトル)「参院選挙制度 自民の横暴、極まれり」

自民党の「数の力」による横暴が極まった。

参院の議員定数を6増やす自民党提案の公職選挙法改正案がきのう、参院の委員会と本会議で可決された。すべての野党の反対を押し切ったことだ。

衆院での審議が残るとはいえ、成立は確実な情勢だ。

選挙制度は民主主義の根幹にかかわる。それを委員会での審議わずか6時間ほどで、政権党が独断で変えてしまう。

まごうことなき暴挙であり、民主主義の破壊である。

しかも、自民案は党利党略そのものだ。

比例区に、政党が優先的に当選させられる特定枠を設けた上で、定数を4増やす。合区した「島根・鳥取」「徳島・高知」の選挙区に擁立できない現職議員の救済策にほかならない。

政党が決めていた当選順を、2000年に現行の個人名得票の多い順に強引に変えたのは自民党だ。それを今回、部分的に元に戻す。あまりのご都合主義に、あぜんとする。

特定枠の数は「一部」とあるだけで、各党が自由に決められる。政党ごとに違っていいし、「全部」でさえなければ、候補者の大半を充てることもできる。党名でも候補者名でも投票できる比例区に特定枠が加わることで、有権者には一段とわかりにくい制度になる。

各党は、合区を導入した前回15年の改正法の一部である付則に「制度の抜本的な見直し」を19年の参院選までに検討し、「必ず結論を得る」と書いた。

だから、選挙区の「一票の格差」の是正にとどまらず、衆院との役割分担を踏まえた制度改革が期待された。

だが、自民案は、選挙区と比例区の二本立てという現行制度の基本はそのまま。埼玉選挙区の2増で、一票の格差が3倍をわずかに下回るようにしただけに過ぎない。

安倍首相も6月の党首討論で「臨時的措置」と認めた。抜本的な見直しは影も形もない。これほど法律を軽んじる姿勢が、許されていいわけがない。

参院の定数が増えるのは、沖縄の本土復帰に伴う2増以外、例がない。それほどの方針転換なのに、納得のいく定数増の説明は何もない。

今回は公明党と日本維新の会が、全国11ブロックの大選挙区制を提案するなど、抜本改革の芽はあった。国民民主党と立憲民主・希望の党も案を出した。

それらを自民党が一蹴し、公明党も最後は従った。

民主主義の危機を強く印象づける与党の暴走である。

(31) 【産経新聞】＜社説＞（2018年7月13日）

（タイトル）「公選法改正案 参院無用論を広げるのか」

参院定数を6増とし、比例代表に一部特定枠を設ける、自民党提出の公職選挙法改正案が参院本会議で、与党などの賛成多数で可決された。

日本の人口が否（いや）応なく急速に減る時代の流れを踏まえ、国会議員だけはお手盛りの定数増を図ろうという案である。

与党は国会会期末の22日までに衆院本会議で成立させる方針というが、**頭を冷やしたらどうか**。国会閉会後も与野党で協議を続け、秋に想定される臨時国会で、**もっとましな内容の改正案を成立させるべきだ**。

参院を通過した改正案は、選挙区の「一票の格差」を3倍以内に収めるため、埼玉選挙区を2増とする。さらに、**一票の格差是正とは直接関係ないが、比例代表を4増**とし、届け出た順位で優先的に当選を決める拘束名簿式の「特定枠」の制度を導入する。

参院ができた昭和22年以来、定数を増やすのは、沖縄返還に備えた45年の2増を除けばこれが初めてとなる。

人口減少に対応し、地方議会が定数減を進めていることを忘れてもらっては困る。範を示すべき参院が安易に定数増に走るのでは、「良識の府」を自任することをやめたほうがいい。

特定枠の導入も疑問がある。比例代表の改選数50よりも1少ない人数まで特定枠にできる。比例代表が、順位をつけない非拘束名簿式なのか、拘束名簿式なのか、制度の趣旨さえ分からなくなる。

定数を増やしても参院経費が膨らまないよう求める、公明提案の付帯決議がなされた。「身を切る改革」という言葉を覚えているのなら、少なくとも議員報酬などの削減案を同時に通すべきだ。

参院政治倫理・選挙制度特別委員会は11日、野党の3改正案の採決を見送った。

国民民主党が提出した「埼玉選挙区2増・比例代表2減」▽立憲民主党、希望の党の「埼玉2増・石川、福井合区による2減」▽日本維新の会の「総定数24減」の各案である。いずれも、参院を通過した改正案よりましである。

今国会は、どのような憲法改正を実現すべきかという本質的議論が行われなかった。北朝鮮情勢をめぐり安全保障論議が深まることもなかった。**国会の責任を果たさず、参院議員をお手盛りで増やそうとしている。厚顔無恥な対応は参院無用論を広げるだけだ。**

(32) 【朝日新聞】＜社説＞ (2018 年 7 月 7 日)

(タイトル) 「参院選改革 今国会にこだわるな」

来年の参院選に向け、「一票の格差」の是正などをめざす公職選挙法改正案の審議が、参院の特別委員会で始まった。

自民党が提出した「定数 6 増案」は、合区した選挙区の現職議員の議席を確保するために、比例区に特定枠を設ける。これほど露骨な党利党略を認めるわけにはゆかない。

民主主義の舞台を整える選挙制度は、与野党の幅広い合意で決めるのが基本だ。たいした議論もせずに、数の力で押し通すのでは後世に禍根を残す。

各党も対案を出している。公明党と日本維新の会は全国 11 ブロックの大選挙区制。維新は同時に定数を 24 減らすとした。国民民主党は抜本改革へのつなぎとして、選挙区 2 増比例区 2 減案を示した。議論の素材はそろいつつある。

周知期間を考えれば、今国会中に改正するのにこしたことはない。だが、拙速はだめだ。国会閉会後も議論を続け、各党の案を比較検討し、秋の臨時国会で結論を出せばいい。

2001 年参院選での「定数 10 減、非拘束名簿式導入」は大混乱を経て、前年 10 月に決まった。13 年参院選の「4 増 4 減」は前年 11 月だった。時間がないことを口実に、強引な採決を許してはいけない。

「10 増 10 減」を定めた前回 15 年の改正法の付則には、19 年の参院選までに「制度の抜本的な見直し」を検討し、「必ず結論を得る」とある。

それなのに、その後の自民党は憲法改正による合区解消を唱え、与野党の合意形成にきちんと取り組んでこなかった。

伊達忠一参院議長も調整の任を放棄し、各党にそれぞれの案の提出を求めただけだ。無責任きわまりない。

確かに、各党の隔たりは大きく、野党が求めた「議長あっせん案」は難しかったかもしれない。しかし、86 年の衆院の定数是正を、坂田道太衆院議長が「8 増 7 減」の調停案でまとめた例もある。参院では不調に終わったものの、00 年に斎藤十朗議長があっせんに乗り出し、合意づくりに努めた。

伊達氏の無為無策ぶりは、三権の長の権威を著しく失墜させている。

いまからでも遅くはない。

伊達氏は仲介役として、抜本改革に向けた与野党の協議を促すべきだ。

自民党のご都合主義による制度で選ばれた議員が、国の針路や憲法改正を語っても説得力に欠ける。憲法が求める「投票価値の平等」の実現へ、与野党は真剣な議論を尽くすべきだ。

(33) 【秋田魁新報】＜社説＞ (2018 年 6 月 26 日)

(タイトル) 「国会延長 「数のおごり」許されぬ」

参院予算委員会が 25 日、安倍晋三首相らが出席して開かれた。国会会期が 7 月 2 日まで 32 日間延長されて、初の本格論戦が繰り広げられた。

会期の延長は与党主導で行われた。安倍首相が最重要法案と位置付ける働き方改革関連法案、さらにはカジノを含む統合型リゾート施設（IR）整備法案、参院の定数を 6 増やす公選法改正案などを成立させることが大きな狙いである。

安倍政権が成立を目指している法案には野党が強く反対を示している。世論にも慎重論が多い。国民にとって早急に必要で不可欠な法案のためであれば延長も理解できるが、政府・与党の都合だけが優先された延長であり、あまりに身勝手と言わざるを得ない。

そもそも今国会の審議時間が足りなくなったのは、学校法人森友・加計（かけ）学園を巡る問題への野党からの迫及に、安倍首相をはじめ関係者が真摯（しんし）に答弁せず、ないと言われてきた文書が次々に明らかになるなど安倍政権が誠実な姿勢で臨んでこなかったことが背景にある。

働き方改革関連法案は、高収入の一部専門職を労働時間規制の対象から外す「高度プロフェッショナル制度」に対して長時間労働を助長し、過労死が増えるとの懸念がある。IR 整備法案はギャンブル依存症への不安が解消されておらず、共同通信社の世論調査ではほぼ 7 割の人が「法案を今国会で成立させる必要はない」と答えている。両法案とも疑問や課題が十分に解決されないままに、衆院段階で採決が強行された。あまりに乱暴な国会運営である。

公選法改正案は自民党が参院に提出したが、唐突感拭えない。選挙区に擁立できない合区対象県の候補者を優遇、救済する**目的が露骨で「党利党略」を優先した改正案**と言っても過言ではない。

森友・加計問題も真相究明には至っていない。加計学園の加計孝太郎理事長が愛媛県今治市での獣医学部新設問題について初めて会見したが、安倍首相との面会を否定しただけで具体的な根拠は示されなかった。納得できる内容ではなく、野党が要求しているように加計理事長への証人喚問が必要であり、与党も応じるべきである。

触れられたくない問題には答弁をはぐらかし、時間を空費し、法案審議について時間が不足すると「数の力」で押し切り、さらには延長までする。政府・与党がこんな国会運営をしていては国民の理解は得られない。

今後の審議では「良識の府」である参院の存在意義が問われる。十分な審議がないままに、会期末だけをにらみ、衆院同様に「数の力」で拙速に法案が可決される事態だけは避けなくてはならない。野党も審議を引き延ばすことで対抗すべきではない。与野党が国民の疑念や不安解消に向けて論議を尽くすことが求められる。

(34) 【富山新聞】＜社説＞ (2018 年 6 月 23 日)

(タイトル) 「参院選制度見直し 小手先の改革いつまで」

自民党が参院選の「1 票の格差」是正のための公選法改正案を参院に提出した。鳥取・島根、徳島・高知の合区選挙区を維持しながら定数を 6 増やす選挙制度改革案は、**最大格差を 3 倍未満に抑える小手先の改革であり、2015 年の公選法改正で約束した「抜本の見直し」にはほど遠い**と言わざるを得ない。

19 年参院選前までに「必ず結論を得る」と明記した公選法の付則が**ほごにされた**形であるが、時間的な制約のなか、与野党協議で選挙制度の根本的な見直し案をまとめることの難しさをあらためて浮き彫りにしている。

与野党は昨年 2 月、参院改革協議会を設置し、その下に置かれた専門委員会が計 17 回に及んだ協議の報告書を今年 5 月に提出している。党見解として、自民党が憲法改正を通じて合区を解消し、都道府県単位の選挙区を維持する案を提示したのをはじめ、地域ブロックの大選挙区制やブロック選挙区と全国比例の併用案などが出されたが、協議のテーマは参院の在り方や 1 票の格差の許容範囲など多岐にわたり、報告書の内容はまさに議論百出である。

議員定数については、人口が減少するなか、自ら身を切る改革が必要という意見の一方、人口当たりの議員数が欧州先進国に比べて少ないことを指摘し、格差是正のために一定の定数増は避けられないという意見や、議員歳費を減らし、浮いた財源で定数を増やすといった提案も聞かれた。

変則的な格差是正方法として、1 選挙区で複数候補に投票できる「連記制」や、定数 1 の選挙区を認め、その選挙区に限り 6 年ごとの改選とする案も出された。それぞれ一理ある案だが、**1 人 1 票の原則に反する、投票機会の平等が損なわれるとの反論**が出され、議論だけに終わっている。

政党の利害、消長に関わる選挙制度の抜本改革は意見の集約が難しく、ましてや憲法改正によって合区を解消する自民党の改革案の実現は至難である。参院の在り方を含めた抜本改革には、休眠状態の選挙制度審議会の活用を考える必要もあるのではないかな。

(35) 【北國新聞】＜社説＞（2018 年 6 月 23 日）

（タイトル）「参院選制度見直し 小手先の改革いつまで」

自民党が参院選の「1 票の格差」是正のための公選法改正案を参院に提出した。鳥取・島根、徳島・高知の合区選挙区を維持しながら定数を 6 増やす選挙制度改革案は、最大格差を 3 倍未満に抑える小手先の改革であり、**2015 年の公選法改正で約束した「抜本の見直し」にはほど遠い**と言わざるを得ない。

19 年参院選前までに「必ず結論を得る」と明記した公選法の付則が**ほごにされた**形であるが、時間的な制約のなか、与野党協議で選挙制度の根本的な見直し案をまとめることの難しさをあらためて浮き彫りにしている。

与野党は昨年 2 月、参院改革協議会を設置し、その下に置かれた専門委員会が計 17 回に及んだ協議の報告書を今年 5 月に提出している。党見解として、自民党が憲法改正を通じて合区を解消し、都道府県単位の選挙区を維持する案を提示したのをはじめ、地域ブロックの大選挙区制やブロック選挙区と全国比例の併用案などが出されたが、協議のテーマは参院の在り方や 1 票の格差の許容範囲など多岐にわたり、報告書の内容はまさに議論百出である。

議員定数については、人口が減少するなか、自ら身を切る改革が必要という意見の一方、人口当たりの議員数が欧州先進国に比べて少ないことを指摘し、格差是正のために一定の定数増は避けられないという意見や、議員歳費を減らし、浮いた財源で定数を増やすといった提案も聞かれた。

変則的な格差是正方法として、1 選挙区で複数候補に投票できる「連記制」や、定数 1 の選挙区を認め、その選挙区に限り 6 年ごとの改選とする案も出された。それぞれ一理ある案だが、**1 人 1 票の原則に反する、投票機会の平等が損なわれるとの反論**が出され、議論だけに終わっている。

政党の利害、消長に関わる選挙制度の抜本改革は意見の集約が難しく、ましてや憲法改正によって合区を解消する自民党の改革案の実現は至難である。参院の在り方を含めた抜本改革には、休眠状態の選挙制度審議会の活用を考える必要もあるのではないかな。

(36) 【信濃毎日新聞】＜社説＞（2018 年 7 月 11 日）

（タイトル）「参院選改革 「良識の府」であるなら」

自民党提出の公選法改正案を巡り、参院の政治倫理・選挙制度特別委員会で与野党の対立が続いている。

参院選の「1 票の格差」是正のため定数を 6 増やすというものだ。お手盛りの案を数の力で押し通すなら「良識の府」とは呼べない。

2016 年の参院選で導入した「鳥取・島根」「徳島・高知」の合区選挙区は維持し、議員 1 人当たりの有権者数が最も多い埼玉選挙区の定数を 2 増、比例代表を 4 増する。自民は 22 日が会期末の今国会中に成立させたい考えだ。

比例代表は、あらかじめ定めた順位に従って当選者を決める「拘束名簿式」の特定枠を一部に設ける。現行は得票の多い順に当選者が決まる。合区した県の現職で選挙区に擁立できない候補を特定枠に載せ、救済する狙いがある。あからさまな党利党略だ。

委員会の質疑で自民は「抜本的な改革」だと主張した。うなずくことはできない。

野党は「参院選の正当性に傷が付く」などと反対している。選挙制度改革は各党の幅広い合意に基づいて進めるのが本来の姿だ。法案提出前、自民出身の伊達忠一参院議長は各会派の折り合いが付かないまま協議を打ち切った。中立性を欠いている。

野党は対案を提出している。国民民主党の案は埼玉選挙区を 2 増する一方、比例代表を 2 減して総定数を維持する。日本維新の会は大選挙区制を導入して総定数を 24 減らす。立憲民主党と希望の党は石川、福井両選挙区を合区とする 2 増 2 減の案を共同提出した。

突っ込んだ議論がないまま自民は採決を急いでいる。公明党は現行総定数のまま全国 11 ブロックの大選挙区制に変える案を出したものの、他の案に先立って否決された。自民案に賛成しやすい環境をつくった形だ。

15 年成立の改正公選法は付則で 19 年の参院選に向けて「制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、必ず結論を得る」としていた。自民案では約束を果たすことにならない。

参院選まで時間が限られるとはいえ、ご都合主義の定数増で済ませるわけにはいかない。二院制の下で参院はどのような機能を担うのか。衆院との関係、役割分担を明確にしつつ、選挙制度の在り方を掘り下げる必要がある。

1 票の格差を是正するとともに地方の声を国政に反映させる方策が求められる。
自民は法案を取り下げ、臨時国会へ各党と抜本的な議論を重ねるべきである。（7 月 11 日）

(37) 【信濃毎日新聞】＜社説＞（2018 年 6 月 21 日）

（タイトル）「国会会期延長 目に余る与党の強引さ」

国会の会期が 7 月 22 日まで 32 日間、延長された。働き方改革関連法案、カジノを含む統合型リゾート施設（IR）整備法案などを成立させるためだ。

いずれも問題が多い。疑問や懸念を積み残したまま押し通そうとする与党の強引さは目に余る。

与党は、参院厚生労働委員会で審議中の働き方法案を週内にも採決に持ち込む構えだ。19 日に衆院を通過した IR 整備法案は延長国会で参院審議入りする。加えて参院の議員定数を 6 増やす公選法改正案の成立を目指している。

野党の徹底抗戦を想定して延長幅を約 1 カ月間とした。与党内では当初、1 週間ほどにとどめる案が持ち上がっていた。政権不祥事への野党の追及が見込まれるためだ。今月、与野党対決の新潟県知事選で勝利したこともあり、方針を転じたのだろう。

働き方改革は残業時間の規制を強める一方、長時間労働を助長しかねない「高度プロフェッショナル制度」を創設する。IR はカジノを解禁しつつ、ギャンブル依存症対策を取る。ともに、ちぐはぐな法案だ。衆院では議論が深まらないまま採決が強行された。

安倍晋三首相は今国会を「働き方改革国会」と位置付けた。自民党としては是が非でも働き方法案を成立させなければならない。世論の反対が強いカジノを巡っては来年の統一地方選や参院選まで間を空けるため、今国会で成立させたい意向が公明党にある。

与党の都合が先に立つ国会運営だ。党利党略が過ぎる。首相は党の臨時役員会で、延長国会の審議に丁寧に向き合う考えを示した。これまでのかみ合わない議論、採決強行が続く状況を見れば、とても期待できない。

公選法改正案は、会期末間近になって自民が唐突に提示した。2016 年の参院選で導入した合区選挙区「鳥取・島根」「徳島・高知」は継続し、議員 1 人当たりの有権者数が最も多い埼玉選挙区の定数を 2 増やす。さらに比例代表の定数も 4 増やす。

参院選の「1 票の格差」是正と言いながら、合区した県の現職の救済策を抱き合わせにした。比例代表に設ける「拘束名簿式」の特定枠である。あらかじめ定めた順位で当選者が決まる仕組みだ。擁立できない県の候補を特定枠で優遇することを狙っている。

3 法案とも根本から練り直す必要がある。問題点を解消できないなら廃案にするしかない。「可決ありき」で与党がごり押しすれば国会はますます空洞化する。（6 月 21 日）

(38) 【山陽新聞】＜社説＞ (2018 年 6 月 21 日)

(タイトル) 「国会会期延長 熟議の責任を肝に銘じよ」

通常国会は会期切れ予定だったきのう、7 月 22 日まで 32 日間の延長が決まった。最重要法案と位置付ける働き方改革関連法案や、カジノを含む統合型リゾート施設（IR）整備法案などの成立に向け、延長に反対する野党 6 党派を与党が押し切った。

今国会の混迷ぶりは際立っている。「ない」とされていた陸上自衛隊のイラク派遣に関する日報が見つかった問題や、学校法人・森友学園への国有地売却を巡って国会に提出された文書が改ざんされていた不祥事などが相次ぎ発覚した。野党は国会軽視などと反発を強め、麻生太郎財務相の辞任などを求めた。だが、政府から丁寧な説明や対応がなされたとは言えず、国会の空転を招いた。

法案の審議でも、問題点を置き去りにしたまま、とにかく採決を急ぐかのような強引な姿勢が目につく。

働き方改革法案は「繁忙期に月 100 時間未満」「2～6 カ月平均で月平均 80 時間以内」という残業の上限を定めており、過労死が認定されるのとはほぼ同水準だと問題視されている。高収入の一部専門職を労働時間規制の対象外とする高度プロフェッショナル制度も過労死につながる不安が拭えない。

IR 法案は「週 3 回、月 10 回まで」という入場規制や、客がカジノ事業者からその場で金銭の貸し付けを受けられる規定があり、利用者がギャンブル依存症に陥る心配がある。法案が抱えるこうした数々の懸念に対し、きちんとした答えは聞けていない。

さらに看過できないのは、自民党がここに来て唐突に持ち出した公選法改正案だ。

改正案では参院選の比例区定数を 4 増とする。合区された「鳥取・島根」「徳島・高知」選挙区に擁立できない県の候補を救済する狙いである。1 票の格差を縮小させるために埼玉選挙区も 2 増とし、合わせて定数を 6 増とするものだ。野党は「党利党略だ」などと批判している。

合区で議員を出せなくなる県に対して、その民意を国政にしっかりと反映させるような配慮は必要だろう。とはいえ今、身を切る改革に逆行して議員を増やす手法に理解が広がるとは思えない。

自民党はこれまで改憲による合区解消を訴えてきた。その実現性が乏しいからといっていきなり公選法改正を持ち出すのは筋が通らない。来年に迫った参院選までに抜本改革が迫られているという状況を考慮しても、**ご都合主義との批判は免れまい。**

選挙制度は民主主義の土台であり、見直しには与野党を超えた熟議が欠かせない。数に任せて拙速に決めてしまうのでは乱暴すぎる。

積み残された法案は、労働者の命や国の在り方などに関わる極めて重要なものだ。残り 1 カ月の会期中に、問題点をあらためて精査して議論し、将来に禍根を残さぬことが国会の責務である。

(39) 【北海道新聞】＜社説＞ (2018 年 6 月 21 日)

(タイトル) 「国会会期延長 数の力排し徹底審議を」

国会はきのう、7 月 22 日まで 32 日間の会期延長を議決した。

働き方改革関連法案やカジノを含む統合型リゾート施設 (IR) 整備法案、参院の議員定数を 6 増する公選法改正案の成立を急ぐ政府・与党の都合によるものだ。

通常国会の会期延長は 2015 年以来 3 年ぶりとなる。森友・加計 (かけ) 学園問題や公文書改ざん、自衛隊の日報隠蔽 (いんぺい) がもたらした政治不信を解消できなかった政権自身の不作為に起因する延長である。

事実の解明を忌避し、責任逃れを繰り返して混乱を長引かせた。

なのに政府・与党は疑惑究明を棚上げし、問題含みの法案の成立ばかり急ごうとしている。数の力を頼った拙速な法案審議を、延長国会で繰り返してはならない。

首相官邸は当初、延長を短期間にとどめたい意向をのぞかせていた。森友・加計問題の追及が国会で続けば安倍晋三首相と内閣の支持率に影響しかねないためだ。

ただ自民党内では参院選を来年に控え、公選法改正を求める声が強まっていた。合区で選挙区を失う自党の現職を比例代表で救済する「党利ありき」の内容だ。

秋の自民党総裁選で 3 選を目指す首相にとって、参院自民の支持を失うわけにはいかない。このため「恩を売る」のが得策とみて、1 カ月延長に応じたのだろう。

カジノ法案については臨時国会への先送り論もあったが、支持基盤に反対論を抱える公明党が、選挙に近い時期に審議がずれ込む影響を恐れて早期決着を求めた。

いずれも議論が割れている法案を、自分たちの都合で成立させようとしている。国民不在である。

一方で森友問題を巡っては、新たな課題も浮上している。

会計検査院は、財務省が改ざん後の文書を提出したことが検査報告に影響したとして、会計検査院法違反だと指摘。巨額の値引きに至った経緯を再検査している。

法的な問題が明確になった以上、麻生太郎財務相の責任は免れない。国会でも追及が不可欠だ。

共産党は参院決算委員会で、新たに入手したとする政府内の文書を公表した。その中には、佐川宣寿前国税庁長官らの刑事処分を巡り、官邸が捜査に介入しようとしたと取れる記述もあった。

首相は真偽が定かでないとして「答えようがない」と答弁したが、事実関係の精査が求められる。

朝鮮半島情勢の激動を受け、日朝交渉への道筋をどう描くかも問われよう。32 日間を政権の都合のために費やしてはならない。

(40) 【秋田魁新報】＜社説＞（2018 年 6 月 20 日）

（タイトル）「参院選挙制度改革 自民案は身勝手過ぎる」

自民党が、参院選の「1 票の格差」是正に向けた公選法改正案を参院に提出した。定数を現行の 242 から 6 増とし 248 とする内容だ。

選挙区では「鳥取・島根」「徳島・高知」の合区選挙区を維持しながら、議員 1 人当たりの有権者数が最も多い埼玉選挙区の定数を 2 増とする。比例代表では定数を 4 増やし、比例代表名簿の一部で「拘束名簿式」の特定枠を設ける。

自民にとって、合区対象県で選挙区に擁立できない県の候補を特定枠で優遇、救済する狙いが明らかであり、**党利党略を優先したあまりに身勝手な改正案と言わざるを得ない。**

そもそも今回の選挙制度改革は 2013 年の参院選の「1 票の格差」を「違憲状態」とした最高裁判決を受けての対応だ。15 年に改正された公選法で合区を初めて導入。同時に**付則で 19 年の参院選に向け「選挙制度の抜本的な見直しを検討し、必ず結論を得る」と明記**している。

確かに 19 年の参院選を考えると期限は迫っている。しかし今回提出した自民案はあまりに唐突である。自民はことし 3 月までに示した改憲案に参院選の合区解消を盛り込み、各都道府県から少なくとも 1 人の議員を選出できるようにする考えを示していた。今回の改正案では合区を維持するとしており、**改憲案との整合性はどうなるのか。十分な説明を求めたい。**

比例代表の特定枠を設けることについても疑問が残る。現行の比例代表は、政党が順位を付けずに候補者個人の得票順で当選者が決まる「非拘束名簿式」だ。自民案はその一部に事前に決めた順位に従って当選者を決める「拘束名簿式」の特定枠を導入する。選挙制度の複雑化を招きかねない。

議論の進め方も乱暴である。参院各会派の代表者懇談会で自民案に反対が出ると、同党出身の伊達忠一参院議長は協議を打ち切ってしまった。野党から反発が出るのも当然であろう。

選挙制度改革は参院の在り方も含めて議論されるべきである。参院は「良識の府」「再考の府」などと期待されているが、現実には衆院同様の政党対立が持ち込まれ、「衆院のカーボンコピー」とも指摘されている。中長期的な視点から法案を審議し、行政を監視する役割を担う「参院の独自性」を確保するための選挙制度改革としなくてはならない。

政府、与党は 20 日に会期末を迎える今国会の会期を延長する方向で調整している。働き方改革関連法案、カジノを含む統合型リゾート施設（IR）整備法案などに加えて、公選法改正案でも与野党の激しい対決が予想される。15 年の改正で付則に明記した「抜本的な見直し」に向けてこれまで本格的な議論がなされてこなかったのは与野党それぞれに責任がある。党利党略を排除し、合意に向けた幅広い議論が求められる。

(41) 【産経新聞】＜社説＞（2018 年 6 月 18 日）

（タイトル）「参院選改革案 国民の理解得られるのか」

与党の辞書には「身を切る改革」という言葉がないのだろうか。自民が国会へ提出した、参院定数を 6 増やす公職選挙法改正案のことである。野党は反発し、公明は採決で賛成する見通しだ。

平成 28 年参院選で最大 3・08 倍だった格差を 3 倍以内に収めるため、議員 1 人当たりの有権者が最多の埼玉選挙区の定数を 2 増やす。その分を比例代表で減じるならまだしも、比例代表も定数を 4 増やすとは、どこから理屈が出てくるのか。

比例代表の定数増は、事前に定めた順位によって優先的に当選者を決める、拘束名簿方式の「特定枠」導入に充てる。

自民には、選挙区の「鳥取・島根」と「徳島・高知」の合区を維持する代わりに、候補者を出せなかった県の候補を特定枠で優遇し、議員の空白県をなくすねらいがある。

地方議会が定数減の努力をしているのに、国政では臆面もなくお手盛りの定数増をはかる話だ。参院の選挙制度が複雑になり過ぎる。**抜本改革の名に値せず、極めて疑問である。**

27 年の公選法改正の際、来年の参院選に向けて「**選挙制度の抜本的見直しについて必ず結論を得る**」と付則に明記したことを忘れたのか。

自民の一部には「国民にどう映るか心配だ。なめてはいけない」（小泉進次郎筆頭副幹事長）と懸念の声があった。だが結局、与野党協議に持ち出し、反発する野党との議論もそこそこに、国会へ提出した。

自民案の根本的問題点は、人口減少に拍車がかかることへの認識が足りないことだ。今の 47 都道府県の枠組み自体が持ちこたえられなくなりつつある。合区が存在がそれを示しているのに、**国会が 47 都道府県の枠組みにこだわっているのは、人口減少に備えた国や社会の抜本的な改革など望めない。**

自民は「一票の価値の平等」を人口に限定せず、47 都道府県すべてに参院選挙区の定数を置く憲法改正も目指している。これも人口減少から目をそらす発想だ。

自民案に反発するだけの野党にも大きな問題がある。抜本改革案を提示せず、ただ反対しているだけでは責任ある政党からはほど遠い。与野党ともこの体たらくでは、参院不要論を加速させるだけだろう。

(42) 【朝日新聞】＜社説＞ (2018 年 6 月 16 日)

(タイトル) 「国会最終盤 自民よ、また「数の力」か」

国会が最終盤にさしかかり、いよいよ自民党が「数の力」をむき出しにしてきた。安倍政権下でさんざん繰り返されてきた会期末の横暴を、これ以上許してはいけない。

与党はきのう、さまざまな疑問や矛盾が指摘されている「カジノ法案」の採決を衆院内閣委員会で強行した。

刑法が禁じる賭博を解禁する全 251 条からなる新規立法で、約 20 年前に成立した介護保険法 (215 条) 以来の大型法案だ。にもかかわらず、与党は慎重審議を求める野党の反対を押し切った。

さきの新潟県知事選での与党の勝利が、強気の国会運営に拍車をかけた。会期延長を視野に、次々に採決を強行する可能性が高まっている。

なかでも目を疑うのは、与党の党利党略があらわな参院の選挙制度改革の強引さだ。野党との協議を打ち切って法案を国会に提出し、今国会での成立をめざす姿勢を鮮明にした。

憲法改正での合区解消を唱え続けてきた自民党は今月になって、唐突に比例区 4、選挙区 2 の定数 6 増案をまとめた。個人名得票の多い順に当選する比例区に、各党が優先的に当選させられる特定枠を設けたのは、合区された「島根と鳥取」「徳島と高知」の現職議員を比例区で救済する意図が明白だ。

民主主義の土俵をつくる選挙制度改革では、党派を超えた幅広い合意が求められる。こんなお手盛りの法案が成立すれば、**その下で選ばれる参院議員の正統性にも傷がつく。**

思い返されるのは、昨年の通常国会での「共謀罪」法の採決強行だ。委員会採決を省略できる「中間報告」という奇策で一方向的に委員会審議を打ち切り、本会議で採決した。

安倍政権と自民、公明の与党には、異論に耳を傾け、納得づくで物事を進める姿勢が決定的に欠落している。

参院の選挙制度改革では、**自民党出身の伊達忠一議長の対応も信じがたい。**

野党に求められた「議長あっせん案」の提示を拒み、自民党の姿勢に同調した。中立的な立場から、熟議と幅広い合意形成を主導すべき議長の重い責任を放棄したも同然だ。

この先、政権が今国会の目玉と位置づける働き方改革法案など、いくつもの法案がヤマ場を迎える。数の力におごらず、討論と熟慮を尽くす。その過程があってこそその議会だ。

自民党の「採決ありき」の姿勢は、国会の権威を失墜させ続けるだけだ。

(43) 【茨城新聞】＜社説＞ (2018 年 6 月 17 日)

(タイトル) 「参院選挙制度改革 独自の役割、抜本論議を」

身勝手な案と言うべきだろう。自民党が参院選の「1 票の格差」是正に向けた公選法改正案を参院に提出した。

従来、解消を主張していた「鳥取・島根」「徳島・高知」の合区を残し、定数を現行の 242 から 6 増。比例代表に「拘束名簿式」の特定枠を設ける内容だ。合区対象県で選挙区に擁立できない県の候補を特定枠で優遇する狙いだろう。党内の不満解消を優先した案であり、選挙制度はますます複雑になる。

何よりも、この案からは衆院との二院制の中で、参院の果たすべき役割は何か。そのための代表を選ぶ制度はどうあるべきかという理念が見えてこない。

参院は本来、衆院の政党対立から距離を置き、中長期的な視点から法案を審議し、行政を監視する役割が期待される。「良識の府」「再考の府」と呼ばれたのはそのためだ。だが現実には衆院と同様の政党対立が持ち込まれ、「衆院のカーボンコピー」と指摘されている。参院の独自性、「あるべき姿」のための選挙制度を考える抜本的な議論に立ち返るよう求めたい。

今回の選挙制度改革は 2013 年の参院選の「1 票の格差」を「違憲状態」とした最高裁判決を受けたものだ。15 年に改正された公選法は合区を初めて導入。同時に、付則で 19 年の参院選に向けて「選挙制度の抜本的な見直しを検討し、必ず結論を得る」と明記した。

来年の参院選までの周知期間を考えれば時間の猶予は少ない。しかし今回の進め方は乱暴だ。選挙制度に関しては幅広い合意が望ましい。だが参院各会派の代表者懇談会で自民党案に反対が出ると、同党出身の伊達忠一参院議長は協議を打ち切った。野党は強く反発しており、懇談会に議論を差し戻すべきだろう。

自民党案には問題点が多い。一つは合区の扱いだ。自民党は人口の大都市部への集中が進む中で「人口減少地域の声も国政に反映させる必要がある」と主張し、各都道府県から 1 人の議員を選出できるようにする憲法改正案をまとめている。合区を残す今回の案との整合性はどうなるのか。

もう一つは比例代表に特定枠を設けることだ。現行の比例代表は、政党が順位を付けず、候補者個人の得票順で当選者が決まる「非拘束名簿式」だ。今回の案はその一部に、事前に定めた順位に従って当選者を決める「拘束名簿式」の特定枠を導入。合区対象県の候補優遇という狙いが透けて見える。

定数増に関しては真正面から議論すべきだ。自民党案は議員 1 人当たりの有権者数が最も多い埼玉選挙区の定数を 2 増し、比例代表も 4 増する。埼玉選挙区の定数増で「1 票の格差」は当面 3 倍未満に抑えられるが、抜本改革とはいえない。

比例代表の 4 増は特定枠を設けるのに伴う措置だろう。一部野党は「身を切る改革に逆行する」と定数増に反対する。ただし国民の代表である議員の数を増やすこと自体は一概に否定されるべきではない。国民の理解が得られる定数の考え方を示し、その理由を丁寧に説明すべきだ。

参院選挙制度改革を巡っては、故西岡武夫参院議長が全国 9 ブロックの比例代表制を提唱したことがある。公明党は 11 ブロックの大選挙区制を提案していた。抜本論議の材料になるものだ。自民党案の再考を求めたい。

(44) 【東奥日報】＜社説＞（2018 年 6 月 16 日）

（タイトル）「独自の役割 抜本論議を／参院選挙制度改革」

身勝手な案と言うべきだろうか。自民党が参院選の「1 票の格差」是正に向けた公選法改正案を参院に提出した。

従来、解消を主張していた「鳥取・島根」「徳島・高知」の合区を残し、定数を現行の 242 から 6 増。比例代表に「拘束名簿式」の特定枠を設ける内容だ。合区対象県で選挙区に擁立できない県の候補を特定枠で優遇する狙いだろう。党内の不満解消を優先した案であり、選挙制度はますます複雑になる。

参院は本来、衆院の政党対立から距離を置き、中長期的な視点から法案を審議し、行政を監視する役割が期待される。「良識の府」「再考の府」と呼ばれたのはそのためだ。だが現実には衆院と同様の政党対立が持ち込まれ、「衆院のカーボンコピー」と指摘されている。本来的には参院の独自性、「あるべき姿」のための選挙制度を考える抜本的な議論が望ましい。

今回の選挙制度改革は 2013 年の参院選の「1 票の格差」を「違憲状態」とした最高裁判決を受けたものだ。15 年に改正された公選法は合区を初めて導入。付則で 19 年の参院選に向けて「選挙制度の抜本的な見直しを検討し、必ず結論を得る」と明記した。

自民党案には問題点がある。自民党は人口の大都市部への集中が進む中で「人口減少地域の声も国政に反映させる必要がある」と主張し、各都道府県から 1 人の議員を選出できるようにする憲法改正案をまとめている。合区を残す今回の案との整合性はどうか。

もう一つは比例代表に特定枠を設けることだ。現行の比例代表は、政党が順位を付けず、候補者個人の得票順で当選者が決まる「非拘束名簿式」だ。今回の案はその一部に、事前に定めた順位に従って当選者を決める「拘束名簿式」の特定枠を導入する。合区対象県の候補優遇という狙いが透けて見える。

自民党案は議員 1 人当たりの有権者数が最も多い埼玉選挙区の定数を 2 増し、比例代表も 4 増する。埼玉選挙区の定数増で「1 票の格差」は当面 3 倍未満に抑えられるが、抜本改革とは言いがたい。比例代表の 4 増は特定枠を設けるのに伴う措置だろう。

ただし国民の代表である議員の数を増やすこと自体は一概に否定されるべきではない。国民の理解が得られる定数の考え方を示し、その理由を丁寧に説明すべきだ。

(45) 【北海道新聞】＜社説＞ (2018 年 6 月 16 日)

(タイトル) 「与党の国会運営 あまりに粗雑で強引だ」

会期末を目前に控えて、与党の強引な国会運営が目立っている。

きのうは衆院内閣委員会で、カジノを含む統合型リゾート施設（ＩＲ）整備法案を野党の反対を押し切って採決した。週明けの本会議で衆院を通過させる構えだ。

参院の定数を 6 増する公選法改正案も今国会成立を目指す。合区で選挙区を失う自民党現職の救済を狙う党利優先の内容である。

与党内では会期延長論も強まっている。安倍晋三首相が目玉と位置づける働き方改革関連法案や環太平洋連携協定（ＴＰＰ）関連法案ともども、一気に成立させてしまおうというのだろう。

一方、森友・加計問題で野党が求めている予算委員会の集中審議には応じていない。加計孝太郎氏や首相夫人の昭恵氏らの証人喚問はあくまでも拒否する姿勢だ。

政権の都合ばかりを優先する身勝手な国会運営は認められない。会期を延長するというのなら、一連の疑惑に対する国民の疑問に答える審議を尽くすのが筋だ。

カジノ法案は中途半端な依存症対策をはじめとして、多くの論点が未消化で残されている。なのに与党側は内閣委員会で、審議継続を求める野党の動議を無視し、怒号の中で採決を押し通した。

働き方改革法案も、長時間労働を助長しかねない高度プロフェッショナル制度（高プロ）への懸念が解消されないまま参院に送られた。ＴＰＰ関連法案は米国の離脱による影響が精査されていない。

「重要」法案と言いながら、議論はそこそこに成立ばかりを急いでいる。とりわけ疑問なのが参院の選挙制度改革を巡る経緯だ。

自民党案の提示を受け、参院各会派は代表者懇談会で対応を協議。野党側は自民案は受け入れがたいとして、伊達忠一参院議長にあっせん案の提示を求めた。

ところが自民出身の伊達氏は「会期末が迫っている」ことを理由に協議を打ち切ってしまった。

民主主義の土台である選挙制度は、与野党の合意の上で定められるべきものだ。中立であるべき議長が合意形成の努力を怠っては、責任放棄とのそしりを免れない。

伊達氏は、各党が対案を出し、委員会などで審議せよと主張した。ならば今後、与党案の採決を強行することがあってはならない。

なお疑念の尽きない森友・加計問題や激動する朝鮮半島情勢など国政の課題は山積している。国会に求められるのは、政権の意向に沿った拙速な法案成立ではなく、その議論を尽くすことである。

(46) 【信濃毎日新聞】＜社説＞（2018 年 6 月 15 日）

（タイトル）「参院選改革 あるべき姿には程遠い」

参院選の「1 票の格差」是正に向けた制度改革は、各会派が合意に至らないまま、協議打ち切りとなった。

自民党は定数 6 増の公選法改正案を今国会で成立させる構えだ。与党がお手盛りの案を押し通すのは、選挙制度改革のあるべき姿ではない。

自民案は総定数 242 を 248 に増やす内容だ。議員 1 人当たりの有権者数が最も多い埼玉選挙区の定数を 2 増やし、格差是正を図る。2016 年の参院選で導入した合区選挙区「鳥取・島根」「徳島・高知」は継続する。

比例代表は定数を 4 増やし、あらかじめ定めた順位に従って当選者を決める「拘束名簿式」の特定枠を設ける。現行は得票数の多い順に決まる仕組みだ。

拘束名簿式について自民は「有為な人材や政党に必要な人材を当選しやすくし、政党の選択肢を広げる」と説明する。

自民は合区した 4 県全てで改選を迎える現職を抱えている。選挙区に擁立できない県の候補を特定枠に載せ、救済しようという狙いは明らかだ。

13 日に開いた各会派の代表者懇談会では、野党から「なぜ定数増なのか」「拘束名簿式と非拘束名簿式の混在に国民の理解が得られるか」など自民案への疑問が続出した。きのうの再協議でも異論が相次ぎ、折り合わなかった。

伊達忠一参院議長は各会派に対案の提出を呼び掛けていた。議長によるあっせん案を求める声も出たものの、伊達氏は「国会の会期末が迫っている」として協議を打ち切っている。合意点を探ろうという姿勢がうかがえない。納得できない対応である。

合区を導入した 15 年成立の改正公選法は付則で、19 年の参院選に向けて「制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、必ず結論を得る」としていた。

その場しのぎでなく、衆参両院の役割分担をはじめ、与野党で踏み込んだ議論を重ねるのが本来の姿だ。このまま自民の改正案を成立させれば、国民との約束をほごにすることになる。

そもそも抜本的な見直しが進まないのは、自民の姿勢に問題があるからではないか。改憲による合区の解消を唱えたものの、賛同を得られていない。揚げ句に時間がないと主張し、小手先の改革でお茶を濁すのは無責任だ。

選挙制度改革は議会政治の土台に関わる問題である。党利党略を排除し、与野党の幅広い合意の下に進めるべきものだ。数の力で強行してはならない。（6 月 15 日）

(47) 【琉球新報】＜社説＞（2018 年 6 月 9 日）

（タイトル）「自民参院選制度改革 党利党略のご都合主義」

自民党は参院選の「1 票の格差」是正に向けた公選法改正案を了承した。合区を継続しつつ、比例代表を合わせて定数を 6 増する内容だ。

具体的には、議員 1 人当たりの有権者数が最も多い埼玉選挙区の定数を 2 増やし、1 票の格差を 3 倍未満に抑制する。比例代表の定数も 4 増やし、事前に定めた順位に従って当選者を決める「拘束名簿式」の特定枠を導入する。

狙いは「鳥取・島根」「徳島・高知」の合区対象県で選挙区に擁立できなかった県の自民党候補を特定枠に登載し、救済を図る。党利党略のご都合主義である。

最高裁は、都道府県単位で構成されてきた参院選挙区間の「1 票の格差」が最大 5・00 倍に達した 2010 年参院選と、4・77 倍だった 13 年参院選を「違憲状態」と判断。これを受け、16 年参院選では鳥取、島根両県と徳島、高知両県をそれぞれ一つの選挙区とする「合区」が導入され、格差を是正した。

改正公選法付則は 19 年参院選へ「選挙制度の抜本的見直しについて必ず結論を得る」と明記し、各党が議論を進めている。

自民党は人口が少ない地域で強固な地盤を持つ。1 票の格差拡大で合区対象県が増えれば議席が減るとの危機感が強い。このため、人口を絶対的な基準とせず、改選ごとに各都道府県から 1 人以上選出できるようにする憲法 47 条と 92 条の改正条文案を 3 月にまとめていた。

それを来年夏の参院選までに改憲が「間に合わない」という理由で、合区を維持して定数増で対応するというのであれば、党方針と矛盾する。

党内から異論もある。小泉進次郎筆頭副幹事長は「国民にどう映るか心配だ。なめてはいけない」と懸念を示した。船田元・憲法改正推進本部長代行は「お手盛りの印象が拭いきれない」と指摘している。

改正公選法の付則に掲げた「抜本的見直し」とも程遠い。議員の身分に関わるだけに、徹底的に論議すべきである。

今回、自民案で一部導入する「拘束名簿式」はかつて導入され、当選と落選を分けるライン上で、名簿順位をめぐる熾烈（しれつ）な争いが展開された。このため 01 年から、得票数の多い候補者から順に獲得議席の分だけ当選させる「非拘束名簿式」を導入したはずだ。それを政党の都合で復活させるのは筋が通らない。

参院の選挙制度について、日本維新の会は当面、全国 11 ブロックの大選挙区制と全国比例の並立制を提起。立憲民主党は（1）合区を増やす（2）ブロック制導入（3）選挙区と比例代表の定数比率変更—のいずれかによる格差是正を検討する。公明党は全国 11 ブロックの大選挙区制を主張。共産党は全国 9 ブロックの比例代表制を打ち出した。

与野党とも隔たりを埋め、改革を実現する責任がある。

(48) 【京都新聞】＜社説＞ (2018 年 6 月 8 日)

(タイトル) 「参院定数自民案 小手先の変更にすぎぬ」

ご都合主義の選挙区定数変更案と言われても仕方ない。

自民党が来夏の参院選に向け、新たな公選法改正案を了承した。

選挙区の「鳥取・島根」「徳島・高知」の合区を維持しながら、比例代表と合わせて定数を 6 増やす内容で、今国会への提出、成立を目指すという。

有権者が多い埼玉選挙区の定数を 2 増して「1 票の格差」を 3 倍以内に抑える。比例代表ではあらかじめ決めた順位に従って当選者を決める「拘束名簿式」の特定枠を設ける。同党は、合区で擁立できなかった県の候補者を特定枠に登載して救済する方針だという。

参院の役割やあるべき選挙制度の議論をなおざりにしたままの小手先の変更としか思えない。国民の理解は得られまい。

選挙区の定数を増やしても依然として 3 倍もの格差が残る。比例代表に導入する特定枠は現行の「非拘束名簿式」と理念が異なるだけに、整合性について説明が求められる。議員救済だけが目的なら党内から批判も出かねない。

木に竹を接ぐような変更は、選挙制度をゆがめるだけだ。

参院選挙区の 1 票の格差をめぐっては、最高裁が 2013 年参院選の 4・77 倍を「違憲状態」とした。これを受けて 15 年 7 月、合区を含む公選法改正がなされた。だが自民党は、安倍晋三首相肝いりの憲法改正案に都道府県単位で 1 人以上選出できる案を潜り込ませ、改憲で合区をなくそうとした。

その改憲案の国会提出が困難と見るや、今回の変更案が出てきた。同党幹部は「来年の参院選が迫っており、結論を出さなければならない」と言うが、今国会の会期は 20 日までだ。十分な審議を前提にしているとは思えない。

国会では森友・加計疑惑の真相解明もできていない。そんな状態で、自分たちの生き残り策につながる法案の成立を急ぐことは許されない。党内からも「国民にどう映るかが心配だ。なめてはいけない」(小泉進次郎筆頭副幹事長)と懸念の声も出ている。

15 年の法改正は付則で、19 年の参院選に向けた抜本的な見直しを「引き続き検討し、必ず結論を得る」と定めている。制度改革は国会全体に向けられた課題である。しかし、野党側も積極的に議論してきたとは言い難い。

自民案にある定数増は野党にも有利に働く面があるが、安易に乗ってはいけない。民主主義の根幹に関わる選挙制度改革は中途半端なものであってはならない。

(49) 【読売新聞】＜社説＞ (2018 年 6 月 4 日)

(タイトル) 「参院選挙制度 抜本改革の約束を忘れるな」

参院の選挙制度改革の本来の目的を忘れたのではないか。党利党略の改正内容では、世論の理解は得られまい。

自民党は、参院比例選に拘束名簿式を一部導入する改革案をまとめ、参院改革協議会で提示した。今国会に公職選挙法改正案を提出したい考えだ。

非拘束名簿式の現行制度は、有権者が個人名か政党名で投票し、個人名の得票数が多い順に当選する。自民党案は、3 年ごとの改選で上位 2 人まで、各党が順位を決定できるようにする。比例選の改選定数は 2 増やす。

複雑で、極めて分かりにくい仕組みとなる。自民党が、選挙区選の「合区」であふれた候補を救済する意味合いが強い。

来夏の参院選では、合区の「鳥取・島根」「徳島・高知」の 2 選挙区で、自民党の現職 4 人が改選を迎える。自民党は立候補できない候補を比例選で優遇し、当選させることを検討している。

合区対象県の議員からは「地方の声が届きにくくなる」との声が出ていた。自民党案は、こうした不満を抑える思惑があり、「お手盛り」との批判は免れまい。

2001 年参院選から、比例選は拘束から非拘束名簿式に変更された。当時の自民党には、支持団体の集票を活発化させ、全体の得票を底上げする意図があった。

党内事情で制度の変更を繰り返す姿勢には、疑問が拭えない。

自民党は、憲法改正による合区解消を目指してきた。改選ごとに都道府県単位の選挙区から最低 1 人を選出できる規定を追加する条文案をまとめている。

改憲の見通しが立たないからといって、選挙制度を手直しするのは場当たりの対応だ。

自民党案のもう一つの柱は「1 票の格差」の是正策である。

埼玉選挙区の改選定数を 1 増やす。16 年参院選で最大 3・08 倍だった 1 票の格差は、3 倍未満に収まる見込みだ。参院の総定数は、6 増の 248 になる。

都道府県単位という選挙区制度の大枠を前提とする場合、総定数を維持したまま、格差を是正するのは限界がある。定数増は、一つの選択肢であろう。

合区を導入した改正公選法は、19 年の参院選に向け、参院のあり方を踏まえて、抜本的な見直しについて「必ず結論を得る」と付則に明記している。

与野党は約束を果たす責任がある。参院の権限や衆院との役割分担を議論し、ふさわしい選挙制度を考えなければならない。

(50) 【信濃毎日新聞】＜社説＞（2018 年 6 月 8 日）

（タイトル）「参院選改革 自民案は身勝手すぎる」

これで国民の理解を得られると考えているのだろうか。

参院選の「1 票の格差」是正に向け、自民党が公選法改正案を了承した。合区を維持した上で定数を 6 増やす。党に都合のよい小手先の見直しだ。このまま通すわけにはいかない。

案によると、議員 1 人当たりの有権者数が最も多い埼玉選挙区の定数を 2 増やし、1 票の格差を 3 倍未満に抑える。

比例代表は 4 増やし、あらかじめ定めた順位に従って当選者が決まる「拘束名簿式」の特定枠を導入する。現行は得票数の多い順に決まる仕組みだ。

5 月末に党の参院議員総会で提案し、参院幹部に対応を一任した経緯がある。今月 1 日、参院改革協議会で与野党各会派に提示して議論を呼び掛けた。唐突な提案に野党の反応は冷ややかだ。

人口の少ない隣接県を一つの選挙区にする合区は 2016 年の参院選の際に「鳥取・島根」と「徳島・高知」で導入された。投票率が過去最低を更新するなど、問題が多い。速やかに解消すべきなのに棚上げした。

その上、比例代表の特定枠である。合区対象県で選挙区に擁立できなかった候補者を名簿に載せて救済しようという狙いが見え見えだ。党利党略が過ぎる。

自民は今国会への提出、成立を目指している。15 年成立の改正公選法は付則で、19 年の参院選に向け「制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、必ず結論を得る」とした。今回の案では約束を果たすことにならない。無理押しは許されない。

これまで自民は改憲による合区の解消を主張してきた。同調する党はなく、来年夏の参院選に間に合わないとして定数増で対応する方針に転じた。安倍晋三首相の宿願である改憲を実現する道具として選挙制度改革を使う姿勢に、もともと問題がある。

来年の参院選へ、改革は待ったなしだ。ご都合主義の改正案は撤回し、各党と抜本見直しの協議を急がなくてはならない。

各党からこれまでにさまざまな意見が出ている。全国 11 ブロックの大選挙区制、全国 9 ブロックの比例代表制、選挙区と比例代表の定数変更—といったものだ。どうすれば、1 票の格差を是正しつつ地方の声を国政に反映させられるか。突っ込んだ議論を求める。

選挙制度は参院の位置付けにも関わる問題だ。衆参両院の役割分担をはじめ、国会の在り方を全般的に見直すことが欠かせない。（6 月 8 日）

(51) 【毎日新聞】＜社説＞（2018 年 6 月 1 日）

（タイトル）「自民が参院選挙制度改革案 ご都合主義では進まない」

自民党が参院選挙制度改革案をまとめた。2016 年参院選で「合区」を導入して以降、来夏の参院選へ向け与野党間で続けてきた抜本改革論議に結論を出すためだ。

自民党案は、参院定数を比例代表で 4 増、埼玉選挙区で 2 増の計 6 増とする内容だ。3 年ごとの改選数は比例で 2、埼玉で 1 増える。

来夏の参院選では、合区された「鳥取・島根」「徳島・高知」の 2 選挙区で自民党の現職 4 人が改選を迎える。立候補できなくなる 2 人を比例代表で当選させるため、比例の定数を増やし、名簿の上位に優先枠を設けるのが自民党の狙いだろう。

現行制度は政党が比例名簿上の候補者に順位をつけない「非拘束名簿式」だが、上位 2 枠に限って「拘束名簿式」を導入することも自民党案には盛り込まれている。

定数増の議論を頭から否定はしない。しかし、現職議員を救済するために、ただでさえ複雑な選挙制度をさらにわかりにくくしようというのでは、国民の理解は得にくい。

参院選挙区の「1 票の格差」は合区によって 13 年の最大 4・77 倍から 16 年は 3・08 倍まで是正された。

なお 3 倍を超えていた 16 年参院選を最高裁が合憲と判断したのは、19 年参院選までに「選挙制度の抜本的な見直し」を検討し「必ず結論を得る」と公職選挙法の付則に定めた立法府の姿勢を評価したからだ。

参院の選挙区が都道府県単位を基本とする中で、地方の小さい県のみが例外となる合区の弊害については考慮する必要があるだろう。格差を 3 倍以内に抑えるため、議員 1 人当たりの人口が最も多い県の定数を増やす議論は分からなくもない。

自民党はこれまで憲法改正による合区解消を主張してきたが、与党の公明党を含め、他党の賛同を得られなかった。

「衆院のカーボンコピー」と皮肉られる参院のあり方を正面から議論することなく、議席の維持を優先しようというご都合主義が今回の改革案からも感じられる。

参院選が 1 年後に迫っても改革論議が進んでいない責任は与野党にある。だからといって、自民党内でもまともに議論していない案を国会会期末のドサクサ紛れに出すようでは、改革は進まない。

(52) 【朝日新聞】 【記事】 (2018 年 7 月 29 日)

(日曜に想う)「1 票の「格差」か、1 票の「不平等」か」編集委員・大野博人

ふつうは有権者が選挙で議員を選ぶ仕組みを民主主義と呼ぶ。議員が有権者を選ぶのを民主主義とはいわない。

最近成立した改正公職選挙法が推し進めたのはこの倒錯である。

全体で定数を 6 増やした。そのうち比例区での 4 増は、選挙区の合区で擁立できなくなった現職議員の救済策である。しかも政党が当選者を自由に決められる特定枠付き。つまり有権者の票は、議員たちに都合よく山分けされる。

提案した自民党によると、この改正の大義名分は、1 票の格差是正。埼玉選挙区での 2 増によって議員 1 人あたりの人口の格差が 1 対 3・08 から 2・985 に縮小(!)されるからだそう。

バカバカしい理屈が国会でまかり通る背景には、これを「格差」と呼ぶレトリックもあると思う。少しでも縮めれば問題が解決に向かっているような印象を与える言い方。

だが、問題のより本質的でより正確な名前は 1 票の「不平等」であって「格差」ではあるまい。取り組まなければならないのは、「格差」の縮小というより「不平等」の解消はず。「不平等」には、本来実現しなければならない「平等」が損なわれている、という含意がある。「格差」ではそれが置き去りにされがちだ。

「不平等」から「格差」へ。この言い換えは、1 票の重みについてだけ見られるわけではない。ほかの多くの問題の語り方にも入り込んでいる。

経済、世代、男女、教育、情報……。

＊

「最初は書名に不平等という言葉を使おうとしたのだけれど、編集者と相談して格差になった」

京都女子大学客員教授の橘木俊詔さん(74)は、1998 年に出版した著書「日本の経済格差」についてそう振り返る。日本に不平等が広がっているといち早く指

摘、分析して反響を呼んだ本だ。たしかに、中で使われている言葉はもっぱら「不平等」である。

「不平等という過激な思想を連想されそう。だから当時、書名をオブラートに包もうとしたのだと思う」と橘木さん。その後2006年に著した「格差社会」も前作以上に話題となった。「でも、たしかに英語や仏語の世界では同じ問題を不平等として論じている。私も英語で書くときは不平等を使う。悩ましいところです」

橘木さんだけではない。公的機関やメディアでも日本語での記述には「格差」の方が目立つ。たとえば経済協力開発機構（OECD）のレポートで英語の原文が「所得の不平等」でも、邦訳では「所得格差」になる。新聞などで「経済的不平等」という言い方が使われるのはグローバル世界や外国のニュースのときが多い。日本についてはたいてい「格差」。

＊

この言葉によってさまざまな「不平等」がイデオロギーの次元から解放され、議論しやすくなったという面はあるのかもしれない。しかし同時に肝心な部分を見えにくくしたのではないか。

さてそこで1票の「不平等」である。

そのことを見えやすくするために、これからは各選挙区の投票用紙に正確な「票数」を記しておいたらどうか。一番人口が少ない選挙区と比べて「**あなたが行使できる投票権は3分の1人前**」とか「2分の1人前」と。あるいは、自分の票の重みがどう変わったかわかるようにしてもいい。**たとえば「前回までは3分の1人前以下でしたが、法律の改正で2分の1人前に少し近づきました」**なんて。これで「**前より平等になった**」と喜ぶ有権者がいるとは思えない。

最近、自民党の若手議員らが国会改革の提言を打ち出した。「国民の政治不信に正面から応える」ために必要だと主張している。そのとおりだ。けれども、人々の不信の根にあるのは「私たちは議員に代表されていない」という失望感やあきらめではないのか。

「格差」が縮小したと言ってごまかし、**有権者を「3分の1人前」扱いする「不平等」を放置**したまま、どうやって信頼を回復できるだろうか。

(53) 【東洋経済オンライン】 【記事】 (2018 年 7 月 16 日)

(タイトル) 「参議院「定数 6 増」はいくらなんでも酷すぎる」

国民の負担軽減よりも、自分たち国会議員の身分保障を優先しようというのだろうか。

参議院の定数を 6 増とする法案が 7 月 17 日に衆議院で可決・成立する予定だ。すでに自民党が発案した同法案は参議院で先議され、7 月 11 日に立憲民主党ら野党が退席する中で可決している。

この選挙制度改革案は、議員 1 人当たりの有権者数が最も多い埼玉県選挙区の定数を 2 議席、比例区を 4 議席増やすとともに、比例区の中に拘束名簿式を一部導入する「特別枠」を作って政党が事前に定めた順位に従って当選者を決めるというもの。「特別枠」を作ったのは、2016 年の参議院選挙から導入された合区で立候補できなくなった候補に対する配慮のためだ。

しかしながらこの改革案、民主主義の観点からも疑問が残る。

■最高裁の判断とは無関係の「改革」

というのも、2015 年 8 月に改正された公職選挙法付則第 7 条で「平成 31 年に行われる参議院議員の通常選挙に向けて、参議院の在り方を踏まえて、選挙区間における議員 1 人当たりの人口の較差の是正等を考慮しつつ選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、必ず結論を得るものとする」と明記されているものの、今回の改革は“最高裁の違憲の判断によりやむを得ず行う”というものではないからだ。

2016 年の参議院選挙の「1 票の格差」は最大 3.08 だったが、最高裁は 2017 年 9 月 27 日に「違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態とはいえない」として「憲法に違反するに至ったということはできない」と判断した。さらにいえば、合区によって損なわれた“自民党の利益”を守るためという目的も、国民が納得するものではない。

2016 年の参議院選挙で高知県選挙区から出馬予定だった中西哲氏は 39 万 951 票を獲得して比例区 4 位と上位で当選。その一方で鳥取県選挙区から出馬するはずだった竹内功氏は 8 万 7422 票しか取れず、次点に泣いた。中西氏には徳島県出身の中西祐介氏が所属する麻生派が全面支援したが、島根県出身の青木一彦氏を鳥取県連が全面的に応援したにもかかわらず、額賀派(当時)の竹内氏に対する協力は少なかったからとされている。

この結果によって、鳥取県自民党は不公平感を抱いたに違いない。だがそれは党内で解消すべき問題である。そのために制度自体をいじる必要があるのだろうか。そもそも憲法第 43 条は「国会議員は全国民の代表」と規定しており、地方の利害関係の代表としていない。

すでに地元の声は衆議院で国政に反映されており、同じような観点での代表制であるなら、参議院の存在価値を見出すのは難しい。

■地域代表なのであれば憲法改正が必要

もっともアメリカの上院のように、人口比例とは無関係に州単位に代表を出すとするには、憲法を改正しなければならない。憲法をいじらずに 1 票の格差を縮め、かつすべての県から代表を出そうとするのなら、定数を一定とする限りは選挙区選出議席を増やす分、比例区選出の議員数を減らすしかないだろう。だがそうするには、比例区選出の議員や少数政党からの抵抗が大きすぎる。比例区もまた「特権」となっているからだ。

そこで出てきたのが今回の定数 6 増の自民党案。合区で減った 4 議席分を比例区に足しており、比例区の議員の既得権を損ねていない。

野党は当然賛成しなかった。とりわけ強く反対したのが、参議院廃止論を主張する日本維新の会だ。

同党は参議院政治倫理・選挙制度改革特別委員会(倫選特)の議事運営を不満として、単独で石井浩郎委員長の間責決議案を提出した。同決議案は与党によって本会議の上程を阻止されたが、法案の 10 日の採決は見送られた。

参議院で野党第一党の国民民主党も立憲民主党とともに、石井委員長の解任動議を委員会に提出したが否決された。ここで注目すべきは、野党の足並みが一致していない点だ。維新の間責決議案が本会議に上程されなかったのは、国民民主党が賛成しなかったからとされている。

それはまるで、民進党が持っていた IR 法案を管轄する内閣委員会委員長を自民党に奪われた時と同じ構造だ。

「(いまの選挙制度は)合憲なのだから、急ぐことはない。参議院選挙は 2 回で 1 回なのだから、その間に抜本改革をすべきだ」

7 月 9 日に開かれた倫選特で脇雅史元自民党参議院幹事長は、かつての古巣に苦言を呈した。脇氏は参議院選挙制度協議会座長を務め、10 選挙区を 5 合区にすることで格差を 1.83 にする私案をまとめた。

「一般の人に考えさせたら、自民党のような案が出てくるはずがない。選挙制度は国民のためにあるのであって、自民党のためではない」

なるほど、自民党が合区対象区からの候補を比例区の「特別枠」に入れた場合、彼らは必ず当選する。だがこれらの区の議席は、必ず自民党が獲得してきたとは限らない。たとえば鳥取選挙区だが、1995 年の参議院選では自民党推薦の小野ヤスシ氏が出馬したが無所属の常田享詳氏が当選し、2007 年には民主党の川上義博氏が当選している。また同時に野党の「特別枠」で合区対象区の候補が当選した場合も当選する。こうして合区は事実上、代表者を 2 名出すことになってしまいかねない。

■この時期になぜ国会議員を 6 人増やすのか

「自然災害でお金これからもあるのに、なぜ国会議員を 6 人増やして(1 人当たり)年間 1 億円の経費を渡すのか。腹が立って仕方がない。人口が減っているんだから

増やす必要はない。自分たちの党利党略じゃないか」

おおさか維新の会の松井一郎大阪府知事が 7 月 10 日の会見で記者団に話した内容が、今回の参議院選挙制度改革案について国民の感じ取る素直な印象だろう。自民党の岡田直樹参議院議員は 6 議席増員で行政の強化を図る一方で、国民に新たな負担がないようにすると述べたが、そもそもそうした行政改革は増員がなくても実行すべきことだ。

2000 年に、名簿上位に掲載されるために大手マンション販売会社から巨額の献金を受け取り、それを幽霊党員の党費として上納していた久世公堯議員の事件があった。この事件は、参議院比例選挙において非拘束名簿式が導入される契機になった。今回、拘束名簿式を導入する「特別枠」は増員の 4 議席に限定されとは限らず、事実上の拘束名簿式の復活となってしまうかねない。

「理性の府」は死んでしまったのだろうか。

安積 明子：ジャーナリスト

(54) 【WEBRONZA 論座】 (2018 年 07 月 13 日)

「参院選挙制度改革の納得しにくい理由 気鋭の選挙プランナーが読み解く
自民党の「党利党略」による参院議席 6 増のおかしさ」松田馨 選挙プランナー

いっそう複雑になった参院の選挙制度

7 月 11 日の参院本会議で参議院の議員定数を 6 増やし、比例区に特定枠を設ける自民党の公職選挙法改正案が、自民、公明両党などの賛成多数で可決されました。今後、衆議院で審議されますが、今国会中の成立は確実です。

この参院選挙制度改革については、自民党の小泉進次郎代議士が批判的なコメントを出したこともニュースになっていましたが、衆議院でも都道府県や基礎自治体の議会でも定数削減が進むこのご時世に、なぜ参議院では「定数増」なのか、と疑問を抱かれる方も多いと思います。日本の選挙制度は結構ややこしい。そこには実はさまざまな理由があるのですが、面倒くさくて、結局、政治家任せにする人も少なくないのではないのでしょうか。

私は選挙プランナーという仕事をしています。政治家の選挙のお手伝いをするのが主な仕事ですが、同時に、できるだけ多くの人に選挙に関心をもってもらい、投票にってもらいたいとも考えています。そこで、今回導入される「特定枠」などで複雑さを増す参院選挙制度について「基本のき」から解説し、この改正のどこに問題があるのか、あらためて考えてみたいと思います。

参議院と参院選の概要

議員定数については憲法 43 条第 2 項に基づいて、公職選挙法により定められます。参議院についても以下のような変遷があり、実は 2000 年台に 10 議席削減されていました。今回は 1970 年の沖縄県の本土復帰に向けた改正以来、初めての議席増になります。

1947 年：250 議席	第 1 回選挙
1970 年：252 議席	沖縄選挙区追加 (+2)
2001 年：247 議席	定数削減 (-5)
2004 年：242 議席	定数削減 (-5)
2019 年：248 議席	定数増 (+6)

参議院は衆議院とは異なり解散がありません。任期も 6 年と長く、3 年ごとに定数の半数が改選となります。衆議院は全員が改選となりますので「衆議院議員総選挙」

となりますが、参議院は「総選挙」とは言いません。半数改選なので「参議院議員通常選挙」が正式な名称となります。

参議院選挙は各都道府県の区域を選挙区の単位とした「選挙区選挙」と、全国を単位とした「比例代表選挙」があります。有権者は衆議院選挙と同じく「選挙区」と「比例代表」それぞれに投票するため、1 人が「2 票」を投票することができます。

ただし、衆議院選挙と異なるのが比例代表選挙です。政党名ではなく、その政党から立候補している候補者の名前を書いても党への一票となります。衆議院の比例区の場合は政党名しか書けませんが、参議院の全国比例区では候補者名または政党名を書いて投票することができます。

参院選の投票の仕組み（総務省 HP から）

また、衆議院選挙は「拘束名簿式」といって政党が名簿順位を決めることができるのに対して、参議院選挙では「非拘束名簿式」といって政党が名簿順位を決めることはできません。個人名での投票を多く集めた人から名簿順位が上がる仕組みを採用しています。ですから参議院比例区の候補者は「投票方法の説明」という体裁で「2 枚目には個人名を」と呼びかけるのが基本となっています。

参院選の投票の方法（自民党 片山さつき議員の HP より）

ちなみに、日本の選挙制度において、最も広い選挙区と多数の有権者を対象にしているのが参議院選挙の全国比例区です。

なぜ埼玉選挙区の定数を 2 増やすのか

前置きが長くなりましたが、今回の定数増は「一票の格差」の問題が背景にあります。そもそも「一票の価値」に差があることが問題なのですが、この「一票の価値」は、基本的には「議員 1 人あたりの有権者数」を基準に求められます。

（※議員 1 人あたりの有権者数＝選挙区の有権者数÷議員の定数）

総務省が 11 日に住民基本台帳の人口調査結果を発表していますが、朝日新聞がこれをもとに参院選の現行制度での「一票の格差」を試算したところ、最大 3.087 倍だったという報道がありました。（「参院一票の格差、最大 3.087 倍 住基台帳から試算」2018 年 7 月 11 日付朝刊）

議員 1 人あたりの人口が最も少ないのは福井県（約 39 万人）、最も多いのは埼玉県（約 120 万人）です。福井県の有権者の一票は、埼玉県の有権者に対して 3.087 倍の価値があると考えられます。

こうした差は憲法が保障する「法の下での平等」に反するとして、衆参の国政選挙において、選挙の無効を求める訴訟が繰り返し提起されています。そのなかで最高裁は格差として許容できる基準を「参議院は最大 3 倍」としています。3 倍以内に収まるようにするために、いま定数 6（改選 3）となっている埼玉県の議席数を 2 増やして 8（改選 4）にするという改正案が出されたのです。

なぜ比例代表の定数を 4 増やすのか

それでは、比例代表の定数の 4 増はどういう理由からでしょう。これもまた、背景にあるのは「一票の格差」の問題です。

前回 2016 年の参院選から、一票の格差を是正するために人口の少ない「徳島県と高知県」「島根県と鳥取県」が二つで一つの選挙区になってしまいました。これを「合区」といいます。この合区によって、これまでは一つの県から最低一人の参院議員が選挙ごとに選ばれていたのが、二つの県で一つとなり、議員が一人、“失職”することになったのです。その救済措置として、政党が事前に定めた順位に従い当選者を決める「拘束名簿式」を一部に導入する。それが「特定枠」の設置です。

参議院の全国比例区は「非拘束名簿式」です。つまり、立候補者個人の得票数によって単純に順位が決まり、多くの票を得た人から当選していきます。これに対し、衆議院の比例代表でも採用されている「拘束名簿式」は、政党が候補者の順位をあらかじめ決める制度です。これを「特定枠」として、各党が名簿順位上位 2 名までを指定できるようにするというのが今回の改正案です。

「特定枠」によって、自民党や立憲民主党などの政党で「名簿 1 位・2 位」となれば、ほぼ 100%当選できるようになります。なぜわざわざこんなややこしい制度を導入しようとしているのかというと、先述した合区で議員がいなくなる地域への救済措置なのです。

たとえば「島根・鳥取選挙区」で島根県が地盤の候補が立候補するとすれば、鳥取県が地盤の現職は選挙区で立候補できないため、比例区にまわって「名簿 1 位」に記載してもらいます。当選が保証され、党の地域支部の不満も収まるというわけです。定数を 4 増やすのは、参議院は半数改選なので、改選数で $2 \times 2 = 4$ 増だからです。その結果、合区の二つの県から 1 人ずつ当選させることができるようになります。

なぜ、今国会で改正するのか

参院本会議で公職選挙法改正案が採決される直前に退席する立憲民主党などの議員ら
＝2018 年 7 月 11 日

次に今国会での改正を急いだ理由について考えます。来夏の参院選を前に時間が無いというのがその理由ですが、背景には安倍晋三首相が進めようとしている憲法改正との関係がありました。

公明党の石田祝稔政調会長は「国会議員を全国民の代表という位置付けから都道府県の代表（に変える）という、憲法改正というところにちょっとこだわりすぎたのではないかな。もうちょっと早く、憲法改正とは別の自民党の考えを早くまとめておいていただけたらという気がする。」と指摘しています。

自民党が憲法改正にこだわって参議院の選挙制度改革の議論を進めず、いよいよ間に合わないとなったら自分たちに都合のいい定数増の案を作成し、強引に可決したというわけです。これは野党が反発するのも当然だと思います。

衆議院とは異なり参議院は 3 年ごとに選挙が行われるのがわかっているわけですから、早くから議論をすすめ、改革をすすめていくのが最大与党である自民党の責任だったのではないのでしょうか。

日本維新の会の松井代表は、「安倍総理は（国会答弁で）『議員の身分にかかわることについては各党、各会派の幅広い合意が必要』とずっと言っていましたよ。単独会派の要望で強引に数の力で押し通すというなら、今まで自民党総裁として総理が言ってきた話が全く食い違うことになると思います。この辺のおかしさを徹底的に追及していきたい」と厳しく批判しています。（「参院 6 増の自民案『豪雨のどさくさ紛れの横暴』松井氏」2018 年 7 月 10 日）

今回の参院選挙制度改革をめぐっては、公明党をはじめ野党からもブロック制の導入などの対案は出ていましたが、ほとんど議論されることはありませんでした。自民党がエラーにエラーを重ねたようなもので、最大与党としてはお粗末と言わざるを得ません。

強豪チームに都合のいいルール改正

今回の参議院の選挙制度改革の顛末（てんまつ）を見る限り、今の国会は、選挙制

度改革の議論を進めるに値する状況にないと言わざるを得ません。今回は、数の論理からいって、今国会での成立が確実な情勢ですが、それを当然視してはいけないと思います。

間接民主制の我が国において、本来であれば選挙制度は「いかにすれば主権者である国民の意思をより豊かに反映できるか」という視点で議論をされるべきです。しかしながら、法律の改正は国会で行われますので、国会議員が自らの当落に直接関わる公職選挙法についても同様に行われることになってしまいます。衆院議長の諮問機関として「衆院選挙制度に関する調査会」という政治家以外の有識者による調査会がありました。その答申も受け入れられませんでした。

サッカーに例えれば、選手がルール改正を議論し、強豪チームに都合のいいルール改正がそのまま採用されてしまう。そんなおかしい状況です。アメリカでも、特定の政党や候補者に有利なように選挙区の区割りを変更する「ゲリマンダー」が問題になっていますが、保身を優先する政治家という存在は、自分たちに都合のいいように選挙のルールを変えたいと考えてしまうものなのです。

自民党総裁選は、前回 2012 年の総裁選後にルール（総裁公選規程）が変更になり、党員票がより重要になりました。仮に現在の総裁選のルールを 6 年前に行われた自民党総裁選にあてはめてみると、当選者は安倍氏ではなく石破茂氏だったという試算もあります。

選挙もルールが変われば、当選者が変わります。当選者が変わるということは、私たちの代表者が変わるということです。より良い代表者を選ぶために、今回のような党利党略による選挙制度改革がまかり通らないように、選挙制度への国民的な関心が高まることを願ってやみません。

ややこしいからとか、国会は遠い世界だからといって政治家任せにしていると、本来の主権者たる私たちが大いに損失を被ることがあるかもしれません。

(55) 【朝日新聞】 【記事】 (2018年7月12日)

(タイトル) 「参院、熟議なき6増 質疑6時間、遠い抜本改革」

参院選挙制度改革をめぐり、11日に参院を通過した自民党の公職選挙法改正案は、野党が反発したまま採決が強行された。比例区に例外となる特定枠を設け、選挙区の合区で漏れた県の候補を救済する案を、識者は抜本改革とはほど遠い案と指摘、今回の審議過程も批判している。▼1面参照

国会が抜本改革を約束したのは2012年。きっかけは10年参院選で一票の格差について最高裁が「違憲状態」と判断したことだ。これを受け、参院は、当面の是正策として「4増4減」を実施。付則に16年参院選までの「制度の抜本的な見直し」を検討し、「結論を得る」と明記した。

次の15年の法改正ではどうだったか。公明党や旧民主党は、人口の少ない2県を一つの選挙区にする「合区」を10カ所で行うことを提案した。だが、地方の選挙区で強く、合区を少なくしたい自民は、合区を2カ所にとどめる「10増10減」で押し切った。抜本改革については、19年参院選までに「『必ず』結論を得る」と、前回の付則の微修正にとどめた。

今回の案について、自民の岡田直樹氏は「抜本的な見直しに当たる」と説明するが、「時間が限られていて苦肉の策」(党参院幹部)というのが本音だ。来夏の参院選までに抜本改革を行うには、業界団体などが推す比例選出の現職議員を多数抱える自民内では調整が難しい事情がある。

だが、党の事情を優先し、国会終盤に唐突に案を示したことに野党は猛反発した。特別委での質疑時間は6時間15分。十分な審議がなされず、採決を強行する自民に、共産党の井上哲士氏は11日の特別委で「選挙制度を第1党の都合で変えられるならば、政治そのものへの信頼が揺らぐ」と批判。国民民主党の足立信也氏は記者団に「参院不要論が出てくるような気がする」と怒りをぶつけた。(河合達郎)

■＜考論＞特定枠、ご都合主義

中北浩爾・一橋大教授(政治学)の話 自民案は抜本改革からは程遠く、理念なき小手先の改革というほかない。

特に比例区の特定枠はご都合主義的だ。参院の選挙区と比例区には代表を選ぶ上で

別々の役割があるが、選挙区の合区で議員を出せなくなった県の救済を比例区の特定枠で行うのは、帳尻合わせでしかない。抜本改革という意味では、憲法改正で参院議員を地域代表として位置づけ、合区を解消する方が筋が通っている。

自民案の定数増を批判している野党にも問題はある。日本は人口当たりの国会議員数が少なく、政治と有権者の距離を遠ざけている。「身を切る改革」一辺倒から脱却すべき時だ。

■＜考論＞各党共通理念、欠く

高見勝利・上智大名誉教授（憲法学）の話 自民案の中身もさることながら、議論の過程も問題だ。選挙制度改革は必ず各党間で利害がすれ違う。だからこそ「参院のあるべき姿」といった骨太な議論をし、各党共通の理念を持って法案をすり合わせていくことが重要だ。今回の協議では、この過程が完全に抜け落ちている。共通理念がないから、比例区に設ける「特定枠」が党利党略であると勘ぐらざるを得ない。

ただ、自民が主張してきた憲法 47 条改正による改革も問題だ。**都道府県から必ず議員を出すという改正では、両院議員は全国民の代表だとする憲法の規定などにも響いてくる。参院の役割とは何かという本質的な議論が欠かせない。**

以上